

やさしい

「報徳のおしえ」



発刊によせて

豊頃町「報徳のおしえ」推進会議（学校支援地域本部）

会 長 齋 藤 義 昭

この度、日光市（旧今海市）教育委員会様の特段のご高配を賜り、『やさしい「報徳のおしえ」シリーズ1』を発刊できることとなりました。

豊頃町は、報徳のおしえをうけつづけることをほこりとし、人づくり、町づくりの基本として推進しているところですが、少子・高齢、情報化、国際化に加え進行する環境破壊、倫理観の低下、悪化する経済状況などの先行き不透明な社会情勢にあつて、このような時代にこそ、今一度自分自身、そして子ども達や町の在り方を見つめ直していく座標軸が必要と考えるところであります。

このために、当会議は、町、教育委員会はじめ関係各位と連携して報徳のおしえを基盤とする学校教育、社会教育そして地域の在り方を検討していくこととし、今年度は、小・中学校が取り組んでいる報徳のおしえ授業や連携教育を支援するとともに地域づくり推進団体等における報徳の学びに活用するため「報徳のおしえ学習資料」作成を計画致しました。

報徳のおしえを学び理解する根本は、尊徳翁の報徳のおしえであります。

尊徳翁の孫「尊親先生」が自作農創設に大きな功績を残され、そのご指導のもと移住民によって組織された牛首別報徳会が、二宮地域から全町的な報徳のおしえ推進活動を継続されていることは本町の大きな特色でもあります。

十勝発祥の地である豊頃町の歴史経過から、尊親先生のご功績に関する調査研究はすすめているものの、尊徳翁のおしえに関する学習資料が少ないことから、日光市（旧今海市）教育委員会様発行の、佐野秀樹先生執筆「分かりやすい二宮尊徳先生の話」（入門編）が、まさに今必要な学習資料と考え、解説本文を活用させて頂くことにお許しを頂きました。

尊徳翁のおしえを学ぶ豊頃町版として、関係資料を加え発刊の運びとなりましたことに改めて感謝とお礼を申し上げ、教職員の皆様はじめ多くの町民の皆様が活用下さることを願ひ発刊の言葉と致します。

もくじ

はじめに	1
一 幼年時代から一家の没落まで	3
二 自家および本家再興への道	8
三 小田原藩家老服部家の改革	15
四 桜町の仕法	20
五 小田原藩の仕法	40
六 相馬藩の仕法	43
七 日光御神領の仕法	46
八 現代に生きる実践的報徳思想	54
九 今市報徳二宮神社と報徳活動	57
資料 1	62
資料 2	62
資料 3	63
資料 4	64
資料 5	69

はじめに

二宮金次郎は、戦前まで小学校の修身の授業で、幼年時代は勤勉で学問を好み、親に孝養を尽くした模範的な少年として教えられました。

晩年には幕吏として登用され、武士としての名を尊徳としましたが、一般に二宮尊徳と呼ばれています。

尊徳の業績や思想は、高弟の富田高慶・福住正兄・斎藤高行や大日本報徳社長岡田良一郎・同副社長佐々井信太郎等によって後世に伝えられました。

こうして、尊徳の考えを正しく理解した識者を二・三人あげてみます。

内村鑑三（高崎藩士・札幌農学校卒業・渡米して神学を学ぶ・旧制一高講師・宗教家）は、尊徳の壮年の社会的実践への敬意と共鳴から、著書『後世への最大の遺物』の中で、「私を益し、日本の多くの人を益した。それは事業の贈り物ではなくて、生涯の贈り物を遺してくれた。」と言っています。さらに『代表的日本人』の中で日連上人・中江藤樹・上杉鷹山・西郷隆盛とならんで二宮尊徳をあげ、「尊徳は、自然がおしみなく賦与した権利を自分の道徳的邪曲によって喪失した人間を自然に引き戻して、自然と人間の仲立ちとなった。……素朴な彼の使命は、彼が特権階級に伍していた時に、彼を最善の状態で活動させたのである。彼の後年の諸改革で自然はその法に従う者に豊かに報いるという簡単な原則を基としたのである。」と言っています。

武者小路実篤は、「尊徳のような人は誰にもやつつけられない男である。天だけを恐れればよかった男である。自分はこの頃、人間はどう生きればいいかを考えた結果、自然・必然・当然の道を歩くことができれば一番いいことを知った。」と言っています。

下程勇吉（京大哲学科教授）は『天道・人道』という著書の中で、尊徳の草稿に示されている天道・人道は報徳の基本的倫理であるとして、天道・人道から始めて哲学的に開眼した人であると述べています。

二宮尊徳の生涯を書くにあたって、幼年時代のことは伝承による方法しかありません。二十才の頃からは金銭や米穀の出納帳が残っており、その後の仕法書等も保存されています。三十二才頃から他家の再興に携わり、三十六才からは村々の復興を依頼され、成功した所、また、やむなく中断した所を合わせて約六百ヶ町村の仕法（財政・家政の改革）を行いました。また、個人の家の仕法も数多く行いましたので、これらを参考にして代表的な仕法をいくつか簡単に述べたいと思います。

二宮尊徳の伝記は、富田高慶の『報徳記』と佐々井信太郎の『二宮尊徳伝』を、思想は斎藤高行の『二宮先生語録』を主に参照しました。日光御神領の仕法は『いまいち市通史編別編Ⅰ・Ⅱ』を参考にしてあります。

一 幼年時代から一家の没落まで

○幼名を金次郎

尊徳（幼名を金次郎という）は、江戸時代後期の天明七年（一七八七年）七月二十三日、小田原に近い栢山村（現在の小田原市）で、父利右衛門・母よしの長男として生まれました。この家は伊豆出身の二宮家の一族で、この地方に一族十三戸が散在し、農業を営んでいました。

○中農

金次郎の祖父は、銀右衛門といい、萬兵衛家から分家し独立した人です。そのため、一生懸命に働いて、二町四反の田畑を持つ中農になり、また、現在まで残るような頑丈な家を建てました。この祖父は、結婚したかどうかわかりませんが、子がいなかったため、本家から甥の利右衛門を養子に迎えました。しかし、祖父は金次郎が生まれる五年前に亡くなっています。

金次郎誕生の後、次男友吉・三男富次郎が生まれましたが、富次郎は九才で夭折し、友吉は、後に萬兵衛家の本家を継ぐことになります。

○栢山の善人

父利右衛門は病弱でしたが、暇があれば書物を読むなど学問の好きな人でした。そのうえ人がよく、貧しい人を助けたり、困っている人の相談にのったりしたので、「栢山の善人」と呼ばれました。しかし、そのために少しずつ財産を減らし、生活も苦しくなってしまうのです。

金次郎は、祖父の強健な身体と意思、そして父の学問好きと人を思いやる気持ちを引き継いだように思われます。晩年まで病気をする事もなく、粗衣・粗食の生活をしながら体格も人並以上で、身長は一八〇センチメートル・体重は九〇キログラムもありました。数え年七十才（満六十

○身長は一八〇センチメートル



金次郎の生家

九才)まで長生きできたのは、当時としては珍しいことです。

ところで金次郎が五才の時、関東大暴風があつて、近くを流れる酒匂川が氾濫し、数ヶ村が被害を受けました。そして利右衛門の残っていた田畑の一町四反が石に埋まってしまうしました。

利右衛門は、石を取り除き田畑を復興しようと努力しましたが、もともと病弱な体には無理な仕事で、ついに寝込んでしまったのです。医師村田道仙^{どうせん}の治療でようやく病気が快復した時、真面目な利右衛門は、残っていた田畑の一部を売って二両を作り、薬代として道仙宅に持って行きました。道仙は驚いて「お前の家は災害にあつて苦しい時であろう。どうやってこのような大金を持つて来ることができたのか。」と尋ねました。利右衛門が「田畑を売って作りました。」と答えると道仙は、「農民にとって一番大切なのは、田畑ではないか。それを売って薬代を払うような無理をしなくても良い。私は代金を受け取らなくても、生活に困るような事はないから、都合がついたときに払ってくればよい。」と言って受け取りませんでした。利右衛門は「そんなことをしては、先生の御恩に報いることが出来ませんから、どうか、受け取ってください。」とお願ひしました。道仙はその気持ちをくんで「それでは、半分の一両をいただこう。」と言って一両だけ受け取り、利右衛門は、道仙の恩義に感謝し、涙を流しながら一両を持って帰りました。金次郎は、この頃、まだ十才ぐらいでしたので、こうした事情をはつきりとは理解できなかったと思います。しかし、父の嬉しそうな顔から、道仙の暖かい心づかいと父の報恩の気持ちを、子供心に焼き付けられたのではないのでしょうか。なぜならこの考えは後の報徳仕法に形を変えて

取り入れられているからです。

金次郎は、十二才の頃から父に代つて村の堤防工事に出るようになりました。でも、身体は大きくても、まだ大人と同じようにはできないので、休み時間にも働いたり、夜につくったわらじを人々に配つて感謝の気持ちを表しました。後にこの当時のことを弟子達に次のように言っています。

「私は若いときには、夜は寝ないで、わらじを一足・二足・三足と作り、翌日これを工事場に行き、破れたわらじをはいている人に施せば、ありがとうと感謝する者、また言わない者もいるが、もともと寝る間に作ったものであるから、何の苦労があろうか。もし応える者があれば徳とし、勤勉にして怠らなければ成功しない筈が無い。私は幼少の頃からそう信じていた。日夜努めて怠らなかつた。」

またこの頃、金次郎は、わらじを作つては毎日一合の酒を買つて酒の好きな父に飲ませたり、子守をして貰つた二百文で、売れ残りの松の苗を買つて酒匂川の堤防である坂口堤に植えたとい

います。そして坂口堤にはその松並木が現在も残っています。

このようなことから、金次郎は村の人達から「変わり者」と呼ばれるようになりました。苦しい利右衛門家の家計を預かる母は、こうした金次郎の行動をどのように考えていたのでしょうか。しかも、堤防は昔から公道としても利用されていましたから、松並木は堤防の決壊を防ぎ、また、防風の役目を果たすというものの、そのようなことをしてとがめられなかつたのでしょうか。



座像の金次郎



神奈川県小田原市栢山

しかし、このようなことを通して、金次郎は他人のために努め働くことを体得していたのです。また、中国の朱子が「施して福を受ける」と言ったことから、恵みを施すということばはごく普通のものなのですが、上から下へという意味があるからでしょうか、金次郎は施すという言葉をほとんど使っていません。それに対して他の人に譲ること即ち仁譲を徳であると言っています。そして、このことばは後に大きな意味を持つことになるのです。

金次郎が十四才の時、父の病氣は重くなり衰弱して四十八才で亡くなってしまいました。残された母と子供三人が、少ない田畑で生活が続けるのは難しいので、末弟で二才の富次郎を他家に預け、なんとか暮らしを立てようとなりました。しかし、末弟を手離れた母が毎晩眠れないで思い悩んでいる姿を見て、金次郎は母に言いました。

「弟の富次郎を家に戻して、皆んなで一諸に暮らしましょう、生活は苦しいけれども、私も今まで以上に働きますからお願いします。」母は喜んでその日のうちに富次郎を連れて帰りました。しかし、一家の生活は想像できないほど悲惨なものでした。

金次郎は、夜明けとともに起き、四キロメートルほど離れた入会地の山に行き、柴を刈ったり、薪を伐ったりしては家に運び、まとめて小田原に売りに行き、お金に代えました。日中は農作業に励み、夜はわらじを作ったり、縄をなったりして働きました。この頃、山への往復の途中で、よく中国の四書の一つである『大学』の本を読んでいたのですが、後にこの時の姿が銅像になりました。そして、この銅像が金次郎の象徴となったのです。しかし、いくら努力しても貧しい生

活から逃れることはできませんでした。

お正月には、神樂に払うお金がなくて居留守をつかってやり過ごしたり、紙がないため白い砂の上に文字を書いて練習したりしました。また、母よしの実父の葬儀の時には他に着る物がなく普段着で行ったため焼香させてもらえず、悲嘆にくれたという話が伝えられています。

こうした苦しい生活の中で母は心労のため三十六才の時、わずか十数日の病で亡くなってしまいました。

金次郎十六才、友吉十三才、富次郎四才の時でした。後には、わずかに空家同様の家と、約七反の田畑が残されただけでした。そこで、親戚一同が話し合い、残った田畑を耕し、その収入を子供の養育費として皆んなで面倒をみようとなりましたが、田植え後の大洪水で、それも流されてしまいましたので、その望みもなくなりました。そのため金次郎は本家の萬兵衛家に、第二人は母方の祖母に引き取られ、新しい生活を始めることになりました。

ただ、これら金次郎の幼少時代のことは、彼の死後に門人の町田時右衛門が、栢山村の古老から聞いた話を基にしていますから、すべてが事実であるとは言えません。



砂を敷き字の練習をする金次郎

二 自家および本家再興への道

○報徳記

伯父萬兵衛の家に預けられた金次郎は、自分の家を再興する望みを持っていました。しかし、どうしたらよいのか分かりませんでした。そこで、自ら学ぶことによってその方法を考えようと思いました。もともと、学問の好きな金次郎が、新しい知識を身につけることによって再興を実現しようとする気持ちはよく分かります。しかし、伯父萬兵衛は、農作業をしながら作物の作り方を覚え、暇があれば仕事をするのが、農民の努めであると思っていました。報徳記では、萬兵衛の評判はあまり良くありませんが、このような考えは当時の農民には普通のこと、非難することではないでしょう。昼間は熱心に働き、夜になると本を読む金次郎は、萬兵衛に、「お前を養つてやるだけで大変なのに、夜遅くまで大切な燈油を使って勉強するのは恩知らずである。人に助けてもらって、やつと生活している者が学問をして何の役にたつのか。止めてしまえ。」と叱られてしまいました。しかし、金次郎はくじけませんでした。金次郎の学問は生涯続きますが、ただ本を読むということだけでなく、よくその文章を覚え、内容を熟考し、それを実践するということで、自家再興への道を求めようとしたのです。

金次郎は後年になって、次のように言っています。

「私は幼少の頃、中国の四書を読んだが、その時、書物の中には道に反する語があるのではないかと疑い、一字一句でも道に反する語があつてはならないと、針をもって正しくない語を拾つて

みようとした。それらの書物をよく読んでみたが、全部立派な文章で一度も針をおろして拾うことはできなかった。そのため自分で実践して確かめようとした。」また、「道は水のようなものである。水は世の中を潤し、豊かにし、恵みを与えてとどまることを知らないほど尊いものである。字に書いて書物になった学問は、例えば水が氷柱になったようなもので、固まって世の中を潤すこともなくなる。しかも、これに注釈をしたり解釈を加えると、ますます複雑になってしまふ。水と氷は元来同じものであつて、形が違うだけである。だから注釈や解釈を加えるのは聖人の書を汚すばかりで役に立たない。これらの書は人として常に用いるべき道が書いてあるのだから、穏やかな、やわらぐ心、即ち胸中の熱気で、やろうとする気持ちを持って読んで実行すれば、氷柱も元の水となって世の中に役立つものとなる。水田の水は上流の水田を潤し、次第に下流の水田を潤して海に入り、無限の恵みを与えるものとなる。」中国の朱子学より、やや陽明学に近い思想を持っていたようです。

読書が続きたい金次郎は、友人から菜種の種を借りて用水路近くの所有地にまき、七・八升の菜種を収穫することができました。その菜種を燈油と交換し、これからは自分の燈油を使うので伯父に文句を言われないうと勉強を始めました。

しかし、また萬兵衛に叱られてしまいました。

「お前が自分で得たお金で油を買って使うことは、私の出費ではないけれど、そのようにして勉強する暇があつたら縄をなつて家業を助けるべきである。それが農民としての心がけである。」



行燈で勉強する金次郎

そのため、金次郎は夜になると縄をない、むしろを織り、人が寝しずまってから読書をし、時にそれは明け方にまで及んだのです。

この頃、田植えが終わった後に捨ててある苗を拾って、自分の家の廃田の水溜まりに植え、秋に粃一俵を収穫することができました。このことから、天地の間には小を積んで大を成すという「積小為大」の原理を悟ったといわれています。また、米の保管について金次郎は、「貧しい人に無利子で貸し、必要な時に新しい米で返して貰う。恩を感じる人がいればその上にいくらかのお礼を受け取ることができる。こうしたお礼をわずかも貯めれば相当な額になる。」と考えました。これが助貸すなわち報徳無利息金へと発展して行くのです。

「積小為大」について、後に、金次郎は、「国を富ますためには、先に人々の富を増やさなければならぬ。そのために、大切なことは『積小為大』の考え方である。今、ここに億万長者がいたとしても、必ずその祖先が一畝・一畝の努力を積んで富を作ったものである。大船の帆柱も、永代橋の橋杭はしぐいなどの大木も、もとは一粒の木の実である。幾百年の星霜を経て寒暑・風雨の艱難をしのぎ、日夜養分を貯えて成長したのである。しかも昔の木の実だけが成長するのではなく、今の木の実も後世には大木となることを知れば、大を羨うらやまず小を恥はづれることなく、速成を欲しないで日夜怠らず勤めることが大切であることが分かる。」と言っています。

金次郎は十八才の頃（十四才との説もあります）、隣村の飯泉村いひずみの観音様にお参りしたとき、行脚の僧が和訳の観音経を読経したのを聞いて感動し、二百文を出してもう一度読経して貰った

といいます。その後、栢山村の善栄寺に行き、その住職である考牛和尚と観音経の奥義について話し合い、その深い知識に驚いた和尚に僧侶になるようすすめられました。金次郎は自家の再興を願っているといって辞去しましたが、仏教の五戒である不偷盗・不邪淫・不妄語・不殺生・不飲酒の戒めが後の金次郎の考え方に大きな影響を与えたことが分かります。

さて、金次郎の自家再興の決意はかく、十八才の頃、伯父萬兵衛の許しを得て独立への道を進むことになりました。しかし、すぐには自家に帰らず、まず同じ村の名主である岡部家に奉公し、子供達とともに論語の講義を受けたりしました。その後、親戚の二宮七左衛門家に寄食し、二十才の頃自家の廃屋に帰って人が住めるように修理を始めました。伯父萬兵衛の協力もあって、九畝余の田畑を買い戻しましたが、それだけでは生活ができないので日雇いの仕事をしたり、米の売却を頼まれて小田原の米穀商に出入りしたり、農閑期に武家屋敷に仲間奉公ちゅうこうをしたりして働きました。そして、二十四才になって一町四反余の田畑をもち、ようやく人並の生活ができるようになるのです。

文化九年二十六才の時には、自分の田畑を小作に出して、小田原藩家老服部家の仲間となり、名も林蔵と変えて住み込んで奉公しました。これは服部家の子供三人が藩校に通って学問をする時にお供ができるからでした。もちろん正式に講義を聞くことはできませんが、洩れ聞こえる中国の四書や朱子学にふれることができたのです。

総本家の復興は自家の再興より早く始めました。それは、金次郎が幼いときに総本家の主人儀



石像の金次郎



学習田から積小為大を学ぶ

○本家再興の
手段

兵衛が家も子も無く、清貧のうちに亡くなったことに心を痛めていたからです。二宮家の総本家が潰れてしまったことは、祖先崇拜の思いが強かった金次郎には耐えがたいことでした。文化二年の頃、本家に残された少しばかりの荒地に竹木を植え、五年後に伐って代金二朱と五百七十文を得ました。これに自らの資金を加え一両とし、一族の協力を得て、その元金の運用をはかることを考えました。これがいわゆる「本家再興の手段」と言われるものです。なかなか一族の協力が得られませんでした。次第に同調者がでて軌道にのりました。それは、元金の貸付と利子の積立ということでしたが、金次郎が他の事業にかかわったりして専念することができなかったためもあって、本家再興は五十年もかかってやっと完成しました。

金次郎は二十九才から三十一才までの間自宅に帰り、農耕をして自作米三十六俵・小作米九俵を収獲しています。そして、三十一才の時、中島弥之右衛門の娘きの（十九才）と結婚しました。しかし理由は分かりませんが、間もなくまた田畑の殆どを小作に出して服部家に行ってしまうしました。その一方で、その後も田畑を買い入れ、三十四才時には所有地も三町九反弱となり、当時としては大農家になりました。

このように金次郎は服部家に奉公したり家に帰ったりの生活をしていました。文化十一年の『五常講真木手段帳』に書かれていることから分かるのは、金次郎がいわゆる金融の面で活躍したことです。彼は小田原で働き、自分の田畑を小作に出してお金を貯め豊かになりました。そのため、服部家の用人・仲間・女中等から借金を申し込まれるのです。金次郎はお金を貸すだけで

○五常講真木
手段帳

○報徳飯の炊
き方

なく、貸し金の返済を確実にするために、借り主の返済方法まで指導しました。例えば、仲間は住み込みなので衣・食・住の心配はないため、給金を全部預かって、少しの小遣いを与えるようにしました。また、他の藩士の女中からも借金の申込がありました。その理由を尋ねると、身のまわりの品物を買いたいとのことでした。その女中の親が前借りをしていたので、給金を貰うことができなかったのです。そこで、金次郎が教えたは返済の方法が「報徳飯の炊き方」という伝説で、つまり薪の節約方法です。それは鍋の底につく炭を削り落として、三本の薪で鍋の底に火が丸くあたるように工夫して薪を節約し、残りの火を利用して消し炭を作り、再利用するというものでした。さらに、残った薪を金次郎が全部買い取って、これを主人に売るという計画だったのです。数日後、どのようにしているか様子を見に行ったところ、女中は鍋炭を落としていませんでした。そこで、金次郎が鍋炭を買ってやると言ったところ、その後は約束が守られるようになったので、小遣金を貸し付けることにしました。

このようなことから五常講を考案したのです。これは現在の報徳社・信用組合の元祖と言えるものです。借りたお金は人倫五常（儒教の五常は人の道であり、義・礼・智・信によって仁に達するという考え）の道によって返すことを基本としています。つまり、「余裕のある人が貧者にお金を貸すのは、親が子を思う愛情の心、すなわち仁である。借りて約束を守って返済するのが義である。どうすれば返せるかを考えるのが智である。貸借は、お互いに信頼しなければならぬので信を基にし、貸してくれた人の恩に感謝するのが礼である。」ということです。余裕のある

○五常講

人から資金を預かり、貧しい人に貸し付けたのですが、その使途や返済方法にも気を配ったのでした。これは、二十才前後から、栢山の農民に代わって米や野菜を小田原に売りに行くことで信用の大切さを知り、また勤労や節約の仕方を体得したことから考えたことなのでしょう。

また、変った行動としては、文化十四年三十一才の頃、自ら村の青年六人にさくら飯をごちそうして、出精人として一人百文ずつの褒美ほうびを与えるということをしています。翌文政元年には十人に、翌二年には百文から二百文与えています。当時、身分や地位が上の者から下の者に与えるということはありませんでしたが、同僚がこのようなことをすることはありませんでした。

文政元年、金次郎三十二才、藩主大久保忠真ただまね侯が老中になった年に、忠真侯は孝子と奇特者を酒匂川の河原で表彰しました。金次郎はその折、模範篤農家として「家の再建に努力し、村のためにもなった・・・」として銭一貫文を賜るのです。金次郎はこの時、村の人々の役に立つということは人々に教えることになること、また、表彰ということによつて自然に他の人が見ならうことになるという効果があることを知りました。そして、他の人を助けるために譲るということを、今までよりも強く胸に刻んだのです。

三 小田原藩家老服部家の改革

金次郎は、利殖にも優れた才能を持っていました。しかし、それだけでは単に富農としての生涯を送っただけだったでしょう。他家の改革を行うことから金次郎は人生の大きな転機を迎えることになるのです。

小田原藩の服部十郎兵衛は、禄高千二百石の家柄でした。この家は、金次郎が仲間として奉公した家です。報徳記には、五年で改革を行い、千両の借金を返済し、三百両の残りをだして成功したと書いてあります。その詳しい資料は残されていなかったのですが、後に、反古紙はごじ（尊親が発見）に残された金次郎の書き付けが発見され、内容が知られるようになりました。

どのような理由からか分かりませんが、金次郎は、服部家に奉公した最後の年の文化十二年二月に『御家政御取直趣法帳ごかせいおとりなおしゆほうちやう』を書いていきます。そこには、小田原藩三番目の高禄である服部家の収入は四百三俵、借財は二百十四両となっています。収入が少ないのは、藩が借り上げと称して給与を減らしたか、藩への借金の返済があったのかと思われます。その内容は止むを得ない支出のうちの約三十六両余を減らし、さらに節約して五十九両を生みだし家政を立て直すという計画でした。武士の生活は、決まった収入によるものですから、農民や商人のように勤労によつて収入を増やすことはできません。支出を節約する方法しかありませんでした。服部家の当主としても、非常に悩んでいたのでしょう。



小田原城

○服部家の財政の立て直し

そのようなことがあって、その後、奉行の三弊又左衛門・代官の鵜沢作右衛門が服部家の依頼を受け、金次郎に服部家の財政の改革を懇願しました。金次郎は、「私は農民ですから、農業に精励して家を興しましたが、これは農民の道です。武士の家を興すということは武士の道であって、私にできることはありません。」と再三断りました。

しかし、服部家はあきらめないで、ますます信頼を深めて依頼し続けました。ついに、金次郎は小田原藩の重臣の家を滅亡させてしまつては小田原藩のためにならないと、妻の許しを得て、所有している田畑の大部分を小作に出して、服部家に赴きました。

文政元年、金次郎三十二才の時、五年計画で服部家の財政の立て直しを始めました。一切をまかされた彼は、以前に作った趣法帳を中心に、衣類と食事を節約し、さらに、空き地に野菜等を作つて自給を行いました。思うように財政の改革は進みませんでした。そこで、あせつた金次郎は米相場に手をだし百両余も損をしてしまいました。しかし、これは自分の責任であるとし、服部家には迷惑をかけませんでした。いろいろと方策を考え実行しましたが、なかなか成功せず、最後には金融政策に頼らざるを得ませんでした。

つまり、藩から低利の資金を借り入れ、借財をなくしさらにそれをもとに利殖しようとしたのです。まず二千両の借金を申し入れました。藩も財政が窮迫していましたが、家老の家柄であるから他の藩士の救済もせよという条件で、千両を借りることができました。この資金で増え続けた服部家の借金四百六十両を返済し、三百両は微禄の藩士のため五常講金貸付様式によつて貸付

し、二百四十両は他の数氏に貸付しました。また、その千両の返済に給与米のうち毎年九十俵余をあて、十五年で完済する計画を立て、実行したのです。特筆されるのは五常講金貸付様式です。これは、藩士の内職の仕入代などにあてるものとし、比較的高利の短期貸付で、返済には連帯責任を負わせました。

この方法による趣法の結果、借財の増加こそなかったものの千両の完済は計画通りにはできませんでした。その後、金次郎は桜町（現在の栃木県真岡市へ旧二宮町）の仕法にかかったので、服部家の方は第二次（このような趣法の継続は天保七年に服部家に宛てた尊徳自筆の借財返済の督促状の下書きが、今市報徳二宮神社に保存されているのでわかります）・第三次の趣法を行い、完済するまでに約三十五年もかかってしまいました。

その理由は服部家の自覚が十分でなく、報徳式生活様式の分限（支出を収入によつてきめる）の確立と、生活上の指導精神に欠け、他力本願的なところがあつたのが原因ではなかったかと思われま

ここで分限という語を用いましたが、この分限こそ、報徳仕法の基本となるものです。

もともと、報徳思想の基本的な原理は勤・儉・讓の三つですが、この語は富田高慶によつて、勤・分・度・推・讓と呼ばれています。服部家の場合には上級武士ですから、勤・分・度・推・讓といつても空き地で野菜を作るぐらいしかできません。下級武士は内職などによつて収入を増やすことができましたが、上級武士はそういうことはできないのです。推・讓は後に確立する語ですから、服部家で重

○富田高慶
○勤・分・度・推・讓



尊徳生家と尊徳像



桜植樹碑

要であつたのは節約につながる儉、即ち分限だけでした。この分限は後に分度と言われる語と同じ意味の言葉です。ここでどのようなものか説明しましょう。

この分度とは「入るを計つて出づるを制す」ということからでていることばです。どれだけ使つてよいかを示す尺度と言ってもよいでしょう。これを越えれば借金生活になり、借金は雪だるま式に殖えて返済できなくなります。金次郎は百円を借りても約八%の利子で、六十年後には一万二千八百五十円になると戒めています。当時の金利は約二割ですから大変な額になり、利子を払うだけでも大変なことで、身の破滅にもつながりました。そのため、消費の限界を知らなければならぬと教えています。

また、農業には豊作や不作があるけれども、勤労によつて収入を増やすことができる。商業や工業も好・不況の波があるけれども、農民のように勤労によつて収入を増やすことができると考えました。

ところで、「世の中が不安定で乱れている時は、人々は贅沢を好んで分度を守らなくなる。しかも、贅沢というのは不必要な物まで消費することである。自然の物には限りがあるけれども、贅沢な消費は際限なく無限であるから、いずれ、破綻するのは当然である。分度は家の土台のよくなもので大切な生活の土台である。それ故に、分度を守つて欲望を慎めば、余つた財が残り、人や国も安心して生活することができ、衰えることがない。この分度を立てるのは、一年に寒暑があり、日に長短があり、国に盛衰があり、家に貧富があり、穀物に豊年・凶作があり、天災も

○分度内
○分度外

あることと関係がある。寒暑の平均を取れば、春秋の丁度よい季節となるように、盛衰・貧富・豊年・凶作を平均すれば、中間の正しい数字が得られる。これを基礎として分度を立てれば国や人は安心して生活ができ、衰退や窮乏はなくなる。」と考えました。

この分度が確立すれば、分度内と分度外が生まれます。この分度外を分度内に入れなければ、不慮の出費や臨時の支出に役立つ余裕になります。つまり予備のお金や物を貯えることができるのです。例えば、収入の四分の一を分度外として貯えれば、三年で一年分が貯えられ、九年で三年分が貯えられるようになります。これが理想であると金次郎は言っています。

○小田原藩の
斗枰

次に、小田原藩の斗枰とますの改良について述べてみましょう。藩主忠真侯が、文政三年、民間人による民政改革の方策を提案するように命じました。その時、金次郎は服部家の改革中でしたが、新しい斗枰を考案して献上し、正式に採用されました。従来、小田原藩内には一八種類の枰があり、米一俵を計るのに二・三升の差があつたのです。古い習慣で、こうした余分の米は役人の接待費にあてられていました。これを統一し、一俵を四斗一升としたのです。これによつて農民の年貢米は減少しました。またこの枰は醤油・酒・油・酢等の取引にも用いられ、商品の流通にとつても便利になりました。この斗枰の採用には服部家と藩主忠真侯の意見が加わつたものと思われ

ます。

金次郎が服部家の改革に専念していて家庭を顧みず、また子息徳太郎を生んだものの十五日で夭折してしまつたことなどもあつて、新婚の妻は将来に望みを失い離婚してしまいました。服部

家では、自家のために金次郎を不幸にしたと考え、奥女中の波子（十六才）との再婚をすすめた。波子こそ後の歌子夫人で内助の功が高い賢夫人と言われました。

四 桜町の仕法

○仕法

桜町の仕法の時代から金次郎は、一般に尊徳と呼ばれていますから、ここでも尊徳とよぶことにします。また、仕法しほうという言葉ですが、趣法しゆほう・仕方しほうと同じ言葉で、財政や家政の改革という意味ですが、報徳仕法が有名になり、仕法と言えは報徳仕法をさすようになりました。

小田原藩主大久保忠真侯は小田原藩内の仕法を行わせようとした。しかし、家臣達は、農民である尊徳の指導を受けることに反対しましたので、忠真侯は小田原での仕法をあきらめました。しかし、尊徳がどこかで実績をあげる活躍をすれば、家臣達も小田原の仕法に賛成するであろうと考えました。

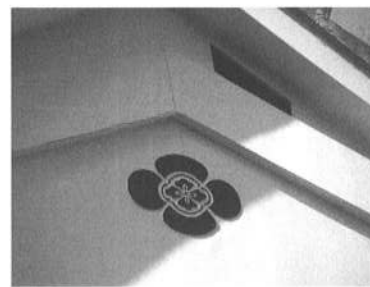
そこで忠真侯は分家で旗本である宇津うつ釰はんのすけ之助の桜町四千石の領地の仕法を命じました。この桜町は公称四千石ですが、それは元禄時代の最盛期のもので、当時は実質千石にもならないほど荒れた土地になっていました。

命令を受けたのは、文政四年尊徳三十五才の時です。しかし、尊徳にとって大変に重い任務で

したから、すぐには引き受ける気持ちにはなれませんでした。先ず実地調査をしてからということとで、しばらくの猶予をお願いしました。尊徳は、直ちに下野しもつけの桜町に行き、調査を行いました。文政四年には四回、五年には五回も往復して次のような報告書を提出しました。

「私ごとき者に宇津家領地の復興を命じられましたが、その重責を負う身ではないのかたく辞退しあげましたが許されません。止むを得ず桜町に赴き再興の計画を考えましたが、土地は痩せ、人々は無頼ぶらい・怠惰で仕事をしません。いま、桜町の衰退を救い、永く人々を安んずる方法は仁政を行い、その苦しみを除いて安楽な生活ができるようにし、無頼の人の気持ちを直し、土地の大切さを教え、努力して田畑を耕すようにすることです。費用はどれだけかかるかわかりません。今まで、仁政を行うつもりで、金や穀物を与えましたが、そうすることで、かえって惰民を養成してしまったのです。これからは金を与えるのではなく仁政を行う以外には方法がありません。つまり、復興のための補助金や交付金を与えると、自分の利益になることを望んで、役人も民も復興の道を見失うのです。ますます人情は悪くなつてしまします。荒地を開くのは荒地の力で、衰貧を救うのは衰貧の力ですべきです。例えば、荒地を一反開いて、産米一石を収穫すれば、そのうち半分の五斗を耕作者の食料とし、残り五斗を来年の開田料とすれば、他の費用を使わないでも何億町の荒地を開くことができます。わが国は開闢かいびやく以来、外国の金銀を借りて田畑を開いたのではなく、一畝・一畝耕すことによって開いたのです。桜町もこの大道に従うべきです。」さらに復興の目標について、「桜町の土地は痩せ地で復興できるのは約千石でしょう。現在の千

○開闢



二宮家の家紋（うめ）



報徳二宮神社（小田原市）

石と合わせて約二千石が限度です。残りの二千石はどのようにしても復興は難しいと思います。桜町の田は、他の町村にくらべて悪い田です。もし四千石取れるつもりで貢納させれば、また数年で亡村になってしまうでしょう。この村の二反は実際のところ普通の一反と考えなければなりません。宇津家の禄は半分になっても名実ともに豊かにする方がよいのではないのでしょうか。」と進言しました。

忠真侯は、「もつともである。桜町の復興の一切をお前にまかせよう。思うままに処理せよ。お前の心配する不足分は小田原藩から補助させるから、励んで貧民を安んじさせてほしい。」と言いました。

尊徳は、「ではお引き受けたいでしょう。ただし復興までには約十年かかると思います。」と言上して、ついに難しいこの問題にとりかかることになりました。

当時の桜町の実状は尊徳の調査報告書の『古今盛衰平均土台帳』に記されており、さらに分度を定め仕法の意見を述べています。桜町は東沼村・横田村・物井村の三ヶ村で構成されていました。盛んな頃は戸数四百三十三戸・人口千九百十五人でしたが、尊徳が調べた時には、戸数百四十七戸・人口七百三十人に減少していました。盛んな時には年貢も平均三千百十六俵で畑の小物成（畑作その他の金納）は二百二両余でした。また衰えた時の十年間の平均は年貢米九百六十二俵、小物成は百三十余という状態でした。そこで、宇津家の分度は衰えた時の平均をとって千石とし、復興の目標を二千石としました。

尊徳が引き受けるのに当たって確認した大切な仕法の基本的指導原則は、

- (一) 尊徳に一切の権限を与える。（権限の委任による事業の迅速化）
- (二) 税の減免策を行う。（仁政）
- (三) 一切の補助金・助成金を廃止する。（開闢の精神で復興する。即ち自助努力）
- (四) 長期的な計画を持って農民を教化する。（長期計画制と教育）

というものでした。

尊徳自身がこのような約束をしたことから、他からの援助も無く、とにかく、自分の責任で自ら作った分限即ち分度をもとに作成した計画を実践し、復興させなければなりませんでした。

尊徳は文政五年三十六才の時、五石二人扶持（一人扶持は米五俵）の名主格に任ぜられ、正式に仕法が開始されました。しかし、尊徳は初めは桜町に住まないで、民家の修理・窮乏人に対する貸付・出精人の表彰などだけを行いました。翌六年になり、田畑の大部分を売却し、家屋・家財道具を整理して自らの資金七十八両を整え、小田原藩からは支度金として金五十両を受け取りました。また、毎年米二百俵、金五十両が陣屋勤番役人の費用・名主取締給与・小児教育・極難貧民給与・撫育費用として与えられることになりました。

文政六年三月尊徳は、養子を連れて桜町に赴任しました。桜町の手前の谷田貝村の宿に着いたとき、桜町の名主他二・三人が迎えに出ていました。名主達は、「遠い所までお殿様の命令でおいでくださいましてご苦勞様です。勞をいやすためにささやかですが、宴席を設けましたのでど



桜町陣屋（旧二宮町）



旧二宮町役場内の尊徳像

うぞ。」と言いましたが尊徳は、「一刻も早く桜町に行きたいので、どうかお気づかいなく。」と、宴席の場には立ち寄らず、桜町の陣屋にむかいました。

尊徳は、後にその理由を尋ねられ、次のように言っています。

「甘い言葉で先に出てくる人は信用できない。実直で清潔な人は呼んでも容易に来ないものである。あの人達は上をあざむいて、下をいじめ、私欲に走る人達であり、以前にこの地に改革に来た人々は、そのような悪だくみにだまされて、彼らをよく思い、何事もその人達に相談して仕事を進めたので、小田原藩から十数人も派遣されたにもかかわらずだめになったのでしょう。ざるに水をそそぐような無駄なことをしたものです。」

尊徳は、このようなことは後で何かの見返りつまり私欲を求めるものであり、賄賂であると思っています。江戸時代に賄賂で有名であったのが田沼時代です。尊徳が生まれる十五年も前のことです。その習慣はなくなっていまませんでした。尊徳は、「賄賂を使うということは最も悪いことである。金や物による賄賂ということがあらわれたため、正・不正がみだれてしまった。これを絶つてこそ信義・真実のものを見いだすことができる。賄賂は獣の足あとのように隠せないものであるから慎まなければならない。これは、もともと感謝の気持ちを表すため世話になった人に対して手伝いなどの労力の奉仕をしたり、自ら作った物を持参していたものであった。これが次第に賄賂という悪弊に発展してしまったのである。」と言ってお金や物を贈ることを厳重にいましめています。

○賄賂

江戸時代の末期は、農業を基盤とした封建社会が崩れようとしていました。つまり貨幣経済の発達が自給自足を原則とした農村社会を変質させ、それに頼っていた藩も、武士の生活も苦しくなってしまったのです。藩は農民からの増税か豪商からの借金に頼らざるを得なくなっていました。農村の生産力は衰え、各地に百姓一揆が起きました。しかし、貧しい農民を救う方法はありませんでした。

当時、農民は日の出とともに働き、日没とともに作業を終わる習慣でした。

尊徳は着任した翌日、早朝から夕方まで村の巡回を始めました。

(一) 村民が勤勉に働いているか、怠けて朝寝をしているか。

(二) 村民と話し合い、何が現在問題であるか。

(三) 困っている人がいるかどうか。又貧困や不幸のため苦しんでいる人がいないかどうか。

このため、夜は細かい分度を立てたり、村民の教化や、荒地の開墾等の復興策を考え、寝る時間は一日に四時間ぐらいしかとれませんでした。食事や麦飯に汁という生活で、特に、巡回の時は村民に迷惑をかけないように昼食の弁当を持って行き、冷飯に水をそそいで味噌をなめながら食べたと言われています。

○廻村

この廻村によって早起する村人が増え、怠ける者は減りました。しかし、貧しい者が多いため、すぐに精神的な指導をすることは難しく、金銭や物質的援助をしなければなりません。このため、在村する以前から、心がけがよく感心な人を表彰して、農作業に必要で当時値段がた



尊徳廻村像

かかった鍬や鎌や肥料などを褒美として与えました。

在村するようになって、早くから行ったのはやはり表彰制度でした。この制度は次第に形を整え、正直で真面目に努力する者を村民全員の投票によって表彰し、表彰された者には、当時尊徳が考案したまど鍬（唐鍬の一種で、上部は排土のために窓が切つてあるもの・三本鍬の先端をつぶし上部に二つの排土のために窓になっているもの）やじょれん（鋤簾・土砂を掘り起こす道具で、先の鉄板を一枚にし先を尖らせ掻き集め易いように竹で編んで枝をつけたもの）なども与えました。表彰された者には、その後、表彰に恥じない努力を期待し、表彰されなかった者には、この次のためにさらに精を出して努力してもらうようにしました。結果的には全員が表彰されることになったのです。また、名主などの村役人も投票によって選びました。この考えは人間はすべて平等であると言う思想からきたもので、釈迦の「天天下唯我独尊^{ゆいがどくそん}」ということばの解釈によって知られています。尊徳が「この言葉は釈迦が言ったかどうか私は知らない。しかし、手に左右があり、左手が天を指しこれを陽とすれば、右手は地を差し陰となる。さらに陽はのぼって天となり、陰はさがって地となる。これは自然の道理である。何を唯我独尊と言うか、およそ天地の間に生ずるものは賢者・愚者の別もなく貴賤・貧富の別もない。これは人間すべて、また鳥獣・虫魚にいたるまで皆同じである。我より尊いものがあるうか、釈迦の気持ちはまさにここにある。すべて天地の間に生まれたものは尊いのである。世の中の人はいはれを理解することが出来ないで、釈迦が自分の徳をほめたたえたと云っているが、間違いではないか。」と語ったと語録

に示されているのです。これはまさに自然法の基本的人権の普遍的平等思想の考え方で、尊徳こそ封建時代にありながら平和主義者であり、民主主義の先駆者であったと言つてよいでしょう。戦後アメリカ占領軍の新聞課長であったインボーデン少佐が、二宮尊徳を研究した結果、「日本の封建時代に活動しながら、アメリカ独立宣言の起草者トマス・ジェファソンやアメリカ南北戦争の時の大統領アブラハム・リンカーンと肩を並べる近世日本が生んだ最大の民主主義者である。」と礼讃したのも当然のことでした。

また、借金で困っている人には報徳無利息金を貸し付けて助けたり、荒地を開発するための資金の援助をしました。これは助貸と言いますが、一般に報徳無利息金と呼ばれています。この無利息とは利息を取らないということです。この元金となるものを善種金又は報徳金と言います。桜町では小田原藩から与えられたお金とお米を中心に、尊徳も自分のお金の一部を善種金として出しましたが、その他の大部分のお金は加入金として加えました。善種金とは善い種をまくという意味で返却はしませんが、加入金は今の預金のようなもので返却することが普通です。また、貧しくとも善種金を出す方法として、暇な夜に縄やわらじを作る日掛縄絢^{なわなひ}（索とも）法を人々にすすめたのです。これはこつこつと善種を積むという人間の心の美風を起すためでした。

報徳無利息金について尊徳は、「一家に負債があれば、そのために悩み、ひどいときには家を無くしたり身を滅ぼすことになってしまう。川の水は、田に灌漑すれば、上より下の田を次々に潤しついに海に入る。その川の水の恵みは非常に大きい。この川の水のあり方を応用したのが報

徳無利息金であり、太陽と同じ恵みを人々に与えるものである。」と言っています。この報徳無利息金の貸付を受けた者は、その恩義を受けた謝恩の気持ちで、貸付を返済した後、返済金の一回または二回分、時にはそれ以上の冥加金（のちに元恕金・思いやりのお金）を納めることにしました。これを元金に加え、報徳無利息金を増やしていったのです。返済金は月賦で十八ヶ月、年賦で五年・十年が多かったようです。こうした発想の基本になったのは小田原の五常講で、信用組合の元祖と言ってもよいでしょう。貸付金は貧困な人や、物や田畑を質入れている人、潰れた家の復興や不慮の出費のために困っている人などに貸し、借りて喜び、返して喜ぶようにするもので、報徳無利息金が増えることではなく、報徳無利息金の貸付金が増加することを徳としています。

尊徳は、報徳金（善種金）は子の如きものであり、加入金は妻の如きものであると言って区別しています。また、日光仕法の頃は佐々井信太郎が区別した土台金と善種金をこの頃では同じく扱っています。

次に、桜町の仕法で力をそそいだのは、^{しめかす}粕・^{ほしか}干鰯等の肥料による土地の生産性の向上で、時には土壌を交換することまでしました。農業の基盤整備のため、用水路・農道・橋などを作り、米の運搬のための舟着場等の整備、現金収入のために副業を奨励したりしました。

文政十年三月には小田原藩の小路只助・宇津家の横山周平（当主の弟）が来て協力したので仕法はさらに進展しました。しかし、そうしている間にもいろいろな問題が起りました。それは

耕地面積の拡大と人口の増加をはかつて、次・三男の分家や他国からの新入百姓を迎えることをすすめたことが原因でした。特に、他国の人に対する村民の目は冷たく、自分達の生活がおびやかされると、水帳（境界図）を隠したりしたので新入百姓は殆ど逃亡してしまいました。

また、尊徳の従者が用事で村に出たとき、大酒飲みで貧しい人と争いばかりしている人の家で、外にある便所を借りました。その便所は腐りかけ竹の棒で支えていたので急いでいた従者は棒につまづいて壊してしまいました。怒った主人は早速陣屋の尊徳のところに怒鳴り込んで来ました。

「お前の使用人が私の家の便所を壊してしまった。どうしてくれるか。」

尊徳は従者のしたことを詫びましたが、その主人は話も聞かずにわめきちらしました。尊徳は、「お前の家はちよつとさわつただけで便所が壊れてしまった。家屋もさぞ壊れているのではないか。すみやかに家屋を新しくしてやるから帰って準備せよ。」と、静かに話し、早速材木を運び、大工をやって、長さ八間・巾三間の家を作っていました。このようなことは他ではなかったため、門人や人々は尊徳らしくないことと思いましたが、これは尊徳が「以徳報怨」（うらみ、あだなす者に恩恵を与える）という中国の老子の言葉に何かを感じていたためと考えることもできます。そして、この事件は、主人が前非を悔い改め、農業に励み、尊徳の慈悲を褒め称えるという、他にもよい影響を与える結果になりました。

横田村の円蔵は旧家で名主でした。家屋が傷んだので建て替えを希望しましたが金がないので、



旧二宮町内の水路

その調達方法を尊徳に尋ねました。尊徳は、「お前の村は貧しく衰退しているから、名主であるお前が自分の家のことを考えるより、村を救う努力をしなければならぬ。名主は村の人々を善い方向に導き、怠け者を励まし、貧しい者には恵まなければならない。村に心配ごとがなくなるようにするのが役目である。だから、先ず自ら貧しさに堪え、節約に努め、一村の再興をはかるべきである。」と説き、さらに続けて、「お前の家は壊れているがすぐに倒れるほどではない。貧乏人の家は雨や風にも堪えられないではないか。新築を止め、新築をして二十両を借りたと思つて、五年間で返済してみなさい。借りないで返せば、私が村の人々を救い荒地を起こす努力をしてあげよう。そして、村が復興したらお前の望みをかなえてやろう。」と諭しました。

円蔵は借りないお金を返し利子まで納めたので、村の人々の怨みや妬みが生まれるどころか、かえって人望が高くなりました。人々は名主を信頼し安心して生活できるようになったのです。

その後、尊徳は百両で桜町一番の家を建てて円蔵に与えました。名主は大いに喜び、村民も共に喜んでくれました。この家は現在も二宮町に保存されています。

また、物井村の岸右衛門は、尊徳のやりかたはいずれ失敗することになるだろうと考えて悪口をいいふらし、公然と仕法に反対していました。尊徳は聞かないふりをして、とがめることもしませんでした。自然に非を悟らせようとしたのです。しかし、三・四年たつと復興のきざしが見え始めたので、岸右衛門は、もし三ヶ村が再建されれば今まで反対してきた自分は村民の反感をかうのではないかと思つて尊徳に相談に行きました。尊徳は以前の行動をとがめずに諭しました。

その結果、岸右衛門は目が覚めたように人の先きにたつて仕事に励み、土木事業でも率先して働くようになりました。しかし、今までの態度を知る人々は彼を信じることができず、冷たい目をむけ、彼の言うことを聞こうとはしませんでした。岸右衛門は悩んで尊徳に尋ねました。尊徳は、「お前が前非を悔い改め人々のために尽くしても、人々はその本心を知らない。その本心を知ってもらうには私欲を捨てなければならない。そうしないと人々はお前を信じない。」と諭しました。

岸右衛門は、ではどうすればよいのでしょうかと尋ねました。尊徳は、「お前の貯えたものを全部出して貧しい人々を救う費用にしないさい。田畑は全部売つてその代金を出さないさい。私欲を無くし、私財を村民のために譲り、善い行いをすれば、鳥獣の心から人間の心になれる。人の道を行いなさい。」と教えました。

岸右衛門は家族のことやこれからのことを考え、思い悩みましたが、ほかに方法がないことからすべてを売り払い百両余を陣屋の尊徳のところを持って行きました。尊徳が、「これより力を尽くして荒地を起こすべし。」と言ったことから岸右衛門は熱心に荒地の開墾を始めました。尊徳も役夫として手伝ったので、たちまち数町の田が開かれました。これを岸右衛門に与え「この田は、今までお前が持っていた田よりよい。なぜならこの田は新田であるから税が免除される（江戸時代の新田は^{くわしたなんき}鋤下年季として三年から八年位免税になりました）。だから、ここからとれる米はすべてお前のものとなる。七・八年は無税の田であり、これを耕せば生計は以前以上に楽に



二宮尊徳資料館（旧二宮町）



今市を流れる用水路

なる。これを両全の道という。」と教えました。

その後、岸右衛門は村の人々から非難されることもなくなり、以前より豊かになって幸福になったと伝えられています。

ここに讓すなわち仁讓・讓道ということと、鳥獸の心と人間の心という尊徳の重要な思想が示されています。前にも述べましたが、尊徳は「わが道は勤・儉・讓の三つにある」と明言しています。この三つは切り放すことができないのです。さらに、「勤というのは、衣食住にかかわる品物を産出することである。儉とは産出した品物をむやみに消費しないことである。讓はこの二つを基にして他に及ぼすことである。つまり讓は儉により、儉は勤により生ずるということであつて、勤によつて分度を増やし、讓をできるだけ多くすることである。讓にはいろいろなものがある。今年の物を来年のために貯える、子孫に讓ること、親戚・友人に讓ること、郷里や国家に讓ることなどがそれである。また、讓は自分の分度によるものであるから人によつて差がある。そのために勤を多くして分度を高め、讓を増やすことができる。自分に讓るだけでは、草木禽獸と異なるところがない。讓るということは、欲を抑え情を制し勤によつてできるものである。うまい食事や美しい着物が欲しいのは天性で自然であつて、これを抑え忍んで家産の分内にとどめるのが讓である。身体の安悦・奢侈しゃしを願うことも同じで、欲しい物を分内にとどめ、余裕を生んで、それを他に譲り、将来に讓るべきである。」と言っています。

例えば、田畑を買い、家や蔵を建てるのは子孫に讓ること、世の中の人が知らず知らずに行つ

ています。自分に讓ることすなわち自讓は教えられなくてもできます。他に讓ることすなわち他讓は教えられなければ難しいことです。しかし、讓は結局自分の富貴を維持するためなのです。しかも、讓は一定の割合で法則をたてるものではなく、人により、家により変化するものです。讓つて損にならない理由として、尊徳は次のような例をあげています。「湯船の湯のようなもので、これを手で自分の方に掻かけば、湯は我が方にくるだろうが、やがてみな向こうに帰る。これを向こうに押せば湯は向こうに行くようであるが、また我が方に流れて帰る。少し押せば少し帰る、強く押せば強く帰る。禽獸きんじゆうのように讓ることをしないのは人にして人ではない。恥ずかしいことではないか。天理に反するものはついには滅亡する。」「富の蓄積はあたかも土を盛るようなもので、周辺一面が低くて、一ヶ所だけ、ずばぬけて高く土を盛っても、少しの動揺で崩れ易く不安定である。周囲が盛り上がつて次第に高くなるのであれば安定はしない。富士の裾野が広いように、讓は結局自らの生活を安定させることになる。」

讓ることによつてすべての人の生活が安定すれば、世の中は富み榮えて平和になり、住みよい社会になるでしょう。

尊徳は有名な道歌で「飯と汁木綿着物は身を助くその余は我をせむるものなり」と言っていますが、すべての人々が粗衣・粗食でなければならないということではないと思います。己の私利・私欲のままに酒食におぼれ、奢侈にながれることを戒めているのです。また、尊徳は讓を最も重要なものとしていますが、讓を増やすには、分度を増やさなければならず、その分度を増やすに



二宮尊徳記念館（小田原市）



報徳博物館（小田原市）

は勤（勤労）に努めなければならないと述べています。分度を増やすために欲を持つて一生懸命に働き、貯えを増やし、譲を増やす事ができれば、分度内における他人に迷惑がかからない自由な活動はとがめていません。自分自身でも、娘の文子を江戸の画家につけて学ばせたり、結婚の時は、嫁入り衣装や道具を江戸から取り寄せたりしています。後年、三幣（小田原藩年寄）が職を解かれて極貧に陥ったとき、豊かであったところに貯えなかったことが誤りであったことを論じています。私利のみによる私欲を排し、譲のための欲は必要であると考えたのです。

桜町仕法を始めて五年目の文政十年十一月に、小田原から行政上の上司として豊田正作が着任し、仕法に障害が起きました。豊田はことごとく尊徳の仕法に反対し妨害しました。尊徳は七年目の文政十二年ついに仕法を中断し、江戸に上京し、藩主大久保忠真侯に次のように言上しました。

「いろいろな反対者がいては仕法を行うことができません。仕法に反対する者に仕法をお命じ下さい。私はご辞退申しあげたいと思います。」すると忠真侯は、「私はお前に十年間の仕法を任せたのであるから思うように事業を続けよ。反対する豊田は呼び戻し、仕法に従わない農民は処罰しよう。」と言って再び仕法を命じました。尊徳は以前と変わらない藩主の話を聞いて感激し、忠真侯に、「どうか反対者を解任したり処罰しないでほしい。」と言い、仕法の継続を約束して辞去しました。

その後三ヶ月間、尊徳は消息不明になってしまいました。小田原に墓参に行ったとか、川崎大

師に詣でていたとの噂もありましたが、実は成田山に行っていたのです。成田山に着いた尊徳は佐久良屋（後の小川屋）に泊まることにしました。そして、主人に約七十両を預け、これから成田山新勝寺で祈願すると伝えました。宿の主人は粗末な衣服の大男が大金を持っているのを不審に思い宿泊を断りました。尊徳は主人の態度が急変したのに怒り、「私は小田原藩の者である。なぜ宿泊させないのか。」と叱りました。宿の主人は小田原藩と言えば当時の老中ですから大いに驚いて、早速江戸の小田原藩に問い合わせました。小田原藩から、「二宮金次郎は当藩士である、常人ではないから、必ず輕易に扱ってはならぬ。」と告げられました。

そこで宿の主人は尊徳の扱いに困り、新勝寺の住職照胤上人に相談しました。

照胤上人は、「そのような事情ならば、今空いている寺の別寮を貸しましょう。」と言ってくれました。そのお陰で、尊徳は三月から四月にかけての二十一日間の断食の修業に入ることができたのです。

桜町の村民は、尊徳の消息が分からないため心配して藩に問い合わせたところ、成田山新勝寺にいたということですので村人をやって確かめました。

また、宇津家では、与平治を尊徳の身のまわりを世話するようにと成田山に遣わし、修業後は知行地のことをよろしくとの親書を持たせました。与平治は桜町にも行き、その親書のことを伝えたので、村人たちは領主の並々ならぬ決意と尊徳の修業のことを知り大いに反省しました。

尊徳はこの断食によって不動尊信仰が勤・儉・譲の思想と一致すること、信仰を通して炎のご



成田新勝寺で断食する尊徳

とき反対や苦悩があっても不動の心を持つことを体得したのです。もともと眞言宗の不動尊信仰では、炎によって人間の煩惱ぼんろうを焼き尽くし、手に持つ剣と縄で人間を束縛するものを断ち切つて自由にするという解脱を重要視しますが、尊徳は独自に自分が一切の煩惱に縛られる状態から脱するという解脱を悟ったのです。

尊徳は二十一日の満願かんの日に、粥かゆを食べ、迎えの村人と共に二十里の道を一日で歩いて桜町に帰りました。村人は喜んでほとんどの人々が出迎えにできました。

間もなく、豊田正作は藩に呼び戻され、再び宇津家の横山周平が着任し、仕法は見違えるほどに進展しました。この豊田正作は後に尊徳の崇拝者になり、尊徳四十年代の記録『報徳教林』を書いています。

天保二年尊徳四十五才の時、老中大久保忠真侯が日光参詣の帰途、結城に尊徳を招き論語から引用して尊徳を「以德報徳」人と称讃しました。このことから尊徳の仕法は以後報徳仕法と呼ばれるようになりました。

仕法十年で桜町の民心は一変し、荒地も開かれ、年貢についても二千俵（実質三千俵ともいわれます）に達し、報徳金千二百両を宇津家に納めました。

当時の封建社会では、十年で生産高を倍にするのは驚異的なことでした。このことは各地で評判になり、教えを受けに来る者が増えました。宇津家は五年の延長を懇願しましたのでさらに仕法を続けることになりました。

○茄子の味

○天保の飢饉

天保四年尊徳四十七才の時、宇都宮で夏に食べた茄子なすの味が晩秋の味であつたことから凶作を予想し、急いで桜町に戻りました。すぐに各戸に一反歩分の税を免除して、稗ひえを蒔かせたので、三ヶ村は天保の飢饉をのりきることができた話は有名です。当時は、凶作に備えて食べられる草木の研究が盛んでしたが、尊徳は馴れない食べ物は、人間によくないとして嫌い、むしろ食料を備えることに重点を置いたのです。各戸一人当たり五俵（米・雑穀）を備えることを仕法の目標としました。

ところで、前に述べた鳥獣の心から人間の心へという言葉を別の角度から説明しましょう。これは、尊徳が初めて考えたといわれている天道と人道の思想なのです。画期的なことなので、現代でも哲学的発想として注目され、尊徳は哲学者と言われる理由にもなっています。

尊徳は自然の理を天道と言い、人がいろいろと作為をすることを人道と言いました。尊徳は、「天道は永久にすたれることはないけれども、人道は怠れば必ずすたれるものであり、人道がすたれた人間の心は鳥獣の心と同じである。自然の天道には善い悪いはなく、すべてのものに等しく影響を与え、差別はない。種があれば雑草でも成長し、ものが古くなれば壊れたり、腐ったりする。このため雑草をとつたり、堤を築いたり、橋をかけ替えたり、家を修理したりしなければならぬ。天道にのみまかせるのは、種もまかずに、ただ秋にできる実を争って、むさぼり食べるようなもので、奪うことだけで譲ることはできない。天道の自然に逆らつて種を蒔き、天道に従つて成長させ、天道に反して肥料を与えて育成し、天道に従つて秋に収穫して食べるのが人道

○天道 ○人道

である。人道の心を持てば残し、貯え、譲ることができる。それによっていろいろなものの生産

量が増加し、五穀が豊かに実り、衣食が豊かになって、人々は安心して生活ができるようになるのである。しかし、天道に逆らって人道をたてることは無限にできることではない。特に天道を破壊してはならない。なぜなら自然が変化してしまい人道をたてることができなくなるからである。」と説明しています。さらに、尊徳は人道について、ほどほどの中程度がよいと考えました。

例えば、「高德の人でも世の中から逃避するようなことをするのは、水車が水から離れるようなものである。人が教えても聞かず、義務も知らないで、私欲にはしるのは水車全体を水の中に入れるようなものである。いずれも社会の役に立たない。水車はほどほどに水中に入って半分は水に従い、半分は水流に逆らってこそ廻るものである。人道は天道に従って成り立つものであって、人間は自然と闘いながら自然の恩恵によって生活できるのであるから、天道と人道とは排斥し合うものではなく相和していなければならない。」と言っています。

尊徳にとつて、桜町仕法延長の五年間は非常に重要な時期になりました。仕法が一応軌道になり、他村の仕法も行いましたが、ゆとりも生まれ、今までの考えをまとめることができるようになったのです。

尊徳四十八才の時、『三才報徳金毛録』を著しました。三才とは天・地・人のことで、その徳に報いることは重要なことであるという意味です。すなわち天地人報徳金言集であつて重要なことは「大極之図」で示されています。太極とは中国の易経にもある言葉ですが、尊徳の考え方は

○三才報徳金毛録

○一円一元

○一円融合

朱子学を大成した朱子の宇宙観の太極図説から出発したものと思われます。朱子はどこで理・気二元論をとっているのに対して、尊徳は一円一元説をとなえました。佐々井信太郎は、これを一円融合ととらえて、自己と対象を一円に入れ、個人生活と社会生活を安定させる生活様式と考えました（佐々井著二宮尊徳研究）。

○五常

○五戒

○報徳訓

尊徳は、大極（円）はすべてのものの根源であると考え、それを基にして天地開闢から始まる自然界・人間界のすべての現象を円内にまとめてみたのです。つまり、すべてのものが円の中に和合されていると考えたのでした。具体的には、円の中に治と乱、富貴と困窮、福と禍、正と邪などがあり、これらをすべて善の導くために、儒教の人倫である五常（仁・義・礼・智・信）から人の道を、また、仏教の輪廻りんねの考え（生あるものは滅び、滅びたるものは再び生ずるという考え）から因果応報を説き、五戒（不殺生・不偷盗・不邪淫・不妄語・不飲酒）を諭したものでした。人々を善に導き救済し、生活を安定させるためにいろいろなことが結びついていることを一円和合と解説したものでしょう。三才報徳金毛録は、前編では大極之図に始まり、抽象的倫理を示し、後編では大極之解に始まり、具体的・普遍的原理を追求しています。その他に、報徳訓と幼童を諭す歌が含まれています。

桜町の仕法は天保七年尊徳五十才の時に、十五年の年月をかけて成功し、終了しました。

しかし、その後も、各地から仕法の依頼が相次ぎ、尊徳は桜町に居住しながら忙しく働く日が続きました。天保十年尊徳五十三才のとき、相馬藩士で儒学者でもある二十六才の富田久助（後

の高慶）が、近所で寺子屋を開いて待つこと四ヶ月でようやく入門を許されました。その後、高慶は尊徳の高弟となり、尊徳に代わって各地の仕法を行い、尊徳の娘文子と結婚しました。特に難解な論語を尊徳に教えたとも言われています。

また、桜町から十二キロメートル離れた青木村（旗本・川副家^{かわぞえ}）では、用水に用いる桜川の堰が、毎年豪雨のために破損して困っていました。そのため、尊徳にその補修を懇願しました。尊徳は川幅とおなじ茅の屋根を作り、川の上に吊り、切り落として一時的に水をせき止め、用意しておいた石や木材を大量に投げ入れ堰を完成させました。これは茅の屋根が水を通さないことを知っていたことでできた新しい発想の工事法といってよいでしょう。

五 小田原藩の仕法

小田原藩は尊徳の出身地です。藩主大久保忠真侯は、小田原藩の仕法を依頼したかったのですが、家臣達の反対であきらめていました。

尊徳は、当時の小田原藩の情勢を藩主に次のように言っています。

「今の小田原藩は季節に例えると秋冷の時にあたり、財政的に困難になりつつあるが、真の冬を迎えていません。人々は本心からその対策を望んではいないでしょう。」

忠真侯もその考えに同意し、先に桜町の仕法を命じたのです。そして、桜町の仕法が成功すれば小田原藩士の気持ちも変わるのではないかと考えました。

ところが、天保七年から始まった大飢饉の被害は小田原藩にも及びました。その時、忠真侯は江戸で不治の病にかかっていましたが、早速、大飢饉の影響を受けて桜町にいた尊徳を呼び寄せ、小田原藩領内の救済を命じました。

藩内では、尊徳をよく知る年寄三弊又左衛門・奉行鵜沢作右衛門や尊徳を崇拝するようになった豊田正作などいましたが、好感を持たれているとはいえませんでした。しかし、藩主は手元金千両を与え、窮民のためにお蔵米を開けて領民を救うことを命令したのです。

翌八年、尊徳は桜町より従者数名を連れて小田原に行き、藩の重臣たちにそのことを告げました。

しかし、重臣たちは江戸の主君からまだ連絡がないことを理由に結論の出ない評定を続けました。

これを聞いた尊徳は、怒って重臣達に言いました。

「領民達が飢えに苦しんでいるのに、君命がないからと評定ばかりしているのは不忠者である。命令が無くて後でおとがめあっても断行するのが政治をする者の務めである。もし評議を続けるのなら、飢えた人々を助けるためであるから断食をして続けたらよい。私も共に食を絶ちましよう。」



お蔵米の開放を命じる尊徳

そこで、尊徳の救済策が認められました。尊徳は直ちに下賜金千両に報徳金を加えて貸付を行いました。また、春の麦の収穫までの食料で余分なものを農家より買い入れたり、お蔵米を貸出したりして領民四万人の飢えを救いました。

その間、忠真侯は家老の辻・吉野と年寄三弊・勘定奉行鵜沢を呼び、尊徳に一切を任せて仕法を行うよう遺言して亡くなりました。

忠真侯の遺志を聞いた尊徳は、強い決意で天保八年から弘化三年までの十年間にわたって仕法を行いました。

尊徳は、小田原藩の禄高は十一万三千石ですから、過去十年間の税收の平均をとって分度とし、復興事業が成功するまで支出を制限して節約に務め、残りで農民を救済しようとしたが、藩はなかなか分度をたてようとしませんでした。しかし、忠真侯の恩義を感じていた尊徳は、早速一、二ヶ村の仕法を始めました。その結果をみて、他村からの依頼も多くなりました。ところが、仕法により生産の増加した村から藩は直ちに年貢の増収を計ったので、尊徳は怒って桜町に帰ってしまいました。しかし、村民が桜町まで来て仕法の実施をたびたび懇願したため、尊徳はその後数度来藩し領内七十二ヶ村にも及ぶ仕法を行いました。

それでも藩は分度をたてようとせず、藩主たちの尊徳の仕法は上に薄く下に厚いと反対論が強くなりました。

○水野忠邦

天保十三年、尊徳は当時の老中水野忠邦に呼ばれ、小田原藩内の仕法継続を条件に、幕吏に登

○幕吏
○諱

用されました。そのとき、武士風に諱を尊徳（たかのり）としたのです。結局、小田原藩内の仕法は完成しないまま中止され、尊徳の小田原への帰省も禁止されましたが、嘉永五年には許されました。

六 相馬藩の仕法

相馬中村藩（現在の福島県相馬市・原町市）は禄高六万石、二百二十六ヶ村で、元禄の頃には、人口も増加し農地の開墾も進み、実収は十六万石にも及びました。しかし、その繁栄は永く続かず、次第に人口が減少し、藩も窮乏してきました。有能な家臣たちの指導によって一時的には持ち直したものの、基本的な改革をしなかったため、天保の飢饉はのりきれませんでした。そのため、何度も尊徳に仕法を依頼しましたが、多忙のため断られ続けていました。しかし、弟子に相馬藩士が多かったため、ついに弘化二年尊徳は高弟の富田高慶に仕法の実施を許可しました。

その折、尊徳は家老草野正辰に、「藩の政治を行うにあたって大切なことは、取ることを先にすれば民は窮乏し、うらみの気持ちだけが残ることに注意しなければならないことである。それでは藩は衰退し滅亡してしまう。しかし、施することを先にすれば民は豊かになり、よく政治に服し、藩は安泰となる。人間も草木も施肥すれば喜んで成長する。鳥や獣や魚が人間を恐れるの

は、こちらに取る心があるからである。どうして農民だけが取られ与えられずにいられようか。」と論しました。

相馬藩には過去百八十年間の税の記録が保存されていましたから、数ヶ月で分度を立てて仕法の計画書を作ることができました。前期九十年を栄えた時期、後期九十年を衰えた時期とし、その衰退期の平均である六万六千七百七十六俵（六万石）を分度とし、二十年で完全に復興させることを目標に、十年を一つの区切りとして分度を改革することにしました。

まず、もつとも熱心に仕法を願った成田村・坪田村から富田高慶による仕法が始められました。尊徳は自ら努力する熱意のある村から始めるのが良いと考えていました。仕法は人に頼るだけでなく自助努力する気持ちが大切だからです。

尊徳は一度も相馬にいったことはありませんでしたが、この頃には、桜町やその他の村の仕法から仕法のやり方についての一応の雛形ができていたのです。

弘化二年十二月、富田高慶は成田村の村民を集め仕法の内容を説明し、投票によって十二名の出精人・奇特人を表彰しました。続いて報徳金の元となる縄綱なわづなの手段を教え、勤・儉・讓の意味を理解させました。さらに投票で壊れた屋根の葺き替えをしてもらえる家を三軒決め、直ちに実行しました。この投票は民主的な方法であり、お互いに責任を持たせることにもなりました。次いで坪田村にも同じ方法を行いました。

これらの村では、いままで正月は農作業を十五、六日まで休み、酒を飲んで遊ぶ習慣がありま

したが、翌年は正月の二日より縄綱を始め、四日には山野に入り、薪取りや柴刈りなどの仕事に励むようになりました。

次いで、道路を作り、橋をかけ、用水の便をよくするなど農業基盤の整備とともに、人々の生活の安定にも心を配りました。村人は仕法による恩恵に感謝し、いままでの習慣を改め、怠惰の気持ちもなくなり、早朝より夜半まで働くようになりました。その影響は隣村にまで及び、他の村々も誠意を持って仕法を望みました。その結果、仕法は全領内に及んだのです。そして、十年間で荒地はくまなく開墾され、復興への道が完成しました。約束の分度の立て直しをし、藩財政の改革と藩士の俸禄の加増を行いました。高慶はその後日光御神領の仕法に参加しましたので、斎藤高行が仕法の指導を継続しました。

相馬藩は十年で幕府からの借入金八千五百両を返済しました。その後、毎年五百両を相馬仕法のお礼として、日光御神領の仕法のために提供することを幕府に申し出て許され、十年間にわたる合計五千両を日光に届けました。その他にも、多数の冥加人足を派遣したり、農耕馬を安く提供する等の協力をしました。

七 日光御神領の仕法

老中水野忠邦が、天保の改革を始めた翌年、日光参詣の祈りに、日光山領（御神領）の検分をし、綱紀肅正を布達して帰りました。その年に尊徳は幕吏に任命され、日光御神領の荒地の起こし返しの内命を受けています。しかし間もなく水野が失脚したため、真岡代官山内總左衛門の支配を受けることになり、屋敷を与えられなかったので神宮寺を修繕して住むことになりました。

弘化元年尊徳五十八才の時、日光御神領の開発調査を命ぜられました。ただし、実地調査は許されませんでした。

弘化元年日光仕法の命を受けたとき、福住の兄大沢勇助が来てお祝いを述べたので、尊徳は、「私の本当の願いは、人々の心の田の荒蕪を開拓して、天の授けた善種、仁・義・礼・智を培養して善種を収穫し、また時をかえして、国家に善種を時きひろめることである。それなのにこのたびの命令は、土地の荒蕪の開拓の命令であるから、私の本当の願いとは違うのはお前たちも知っているのではないか。それを遠くから来て祝いを述べるのはなぜか。『御本意に背いた命令ではありませんが、命令であれば余儀ないこと、及ばずながら私どももお手伝いいたしましょう』と言えば喜びましょうが、さもなければ喜べない。」また、「私の道は人々の荒蕪を開くのが本意である。心の荒蕪を一人が開けば、土地の荒蕪は何万町歩あっても心配することはない。私の生涯の仕事はすべての荒地を開くことである。荒地には種類がいくつかある。田畑が荒れているもの

○心の田の荒蕪

があるが、これは国家の荒地である。借金が多くて家の財産を利息に取られ、家産がありながらないと同じものもある。これは国家のためには生産であるが、その人のためには荒地である。土地が悪くて、年貢や村の入用だけの収穫で、作益のない田畑もある。これは上のためには生地であるが、下のためには荒地である。また身体が強健でいながら怠けて日を送る者がある。これは他人のためにも、自分のためにも荒地である。資産もあり金力もありながら、国家のためになることをせず、いたずらに奢^{おご}りにふけて財産を費やす者がある。これは大きな世間の荒地である。智もあり才もありながら遊芸を事として、琴棋書画^{きんき}などをもてあそんで世のためを考えず生涯を送る者もある。これも世の中の荒地だ。これら数種の荒地は、そのもとは心が荒れているところから出るものだから、私の道はまず心田の荒地を開くのを先とする。心田の荒地を開いたのちは、田畑の荒地にも及んで、この数種の荒地を開いてよい田畑とすれば、国が富強になるのは手のひらを返すようにたやすいことだ。」と言っています。

これは、尊徳が各地の仕法を行って得た結論なのでしょう。心田の開発とは、人間の心の教育であって、人づくりが最も大切なことを尊徳は実践によって悟っていたのです。

もともと、日光御神領の仕法は尊徳が望んでいたことでした。なぜなら、この地は、徳川幕府の創立者である家康の霊廟がある崇敬の地で、仕法が効果をあげれば、他の幕府の直轄地や三百諸侯の領地で仕法が行われ、日本全国で平和で豊かに生活ができるようになると思ったからです。

御神領は実収二万九百六十五石余で、八十九ヶ村（新田二ヶ村）あり日光・今市・藤原を中心



今市の尊徳座像

として東は鬼怒川を境とし、西は足尾、北は栗山、南は砥上・古賀志に及ぶ広大な地域ですが、山間地のため田畑は四千町歩余でした。しかもそのうち約一千町歩は荒地になっていました。

翌弘化二年には、先に名前の出ている斎藤高行（二十七才）・福住正兄（二十二才）が相次いで入門しています。後に前者は『二宮先生語録』、後者は『二宮翁夜話』を著しました。

弘化三年に尊徳は『日光御神領村々荒地起返方仕法附雛形』八十四冊^{さう}を完成し、幕府に献上しました。幕府はもっと簡単にと求めたので、仕法実施の年数を六十年短縮し、百二十年の計画書を六十冊にまとめて再提出しました。雛形の名がつけられたのは、世の中の荒廃地の復興の方法や領民が貧困になる理由はどこでもほぼ同じで、復興の一般的方法は日本中どこでも利用できるためです。

この地域は水田が少なく畑作中心で、人々は雑穀を主食としていました。今市宿より南に米作地が少しあつた程度です。そのため、米と大豆だけが物納で他は金納でしたから、割合早くから貨幣経済に入っていました。田畑を耕さなくても人夫や副業などの賃仕事で生活ができたのです。

尊徳は、内命を受けてから約十年も実施が決定されないため、その間真岡や江戸に住んで、幕府領内の大生郷村・棹ヶ島の仕法や長年の水争いの基であつた徳次良石那田の堰普請をしています。石那田では村民の合意を得て、水の流れを工夫して三段にし、数日で堰が完成しました。それからはこの地方に水争いが無くなり、人々にたいへん喜ばれました。

尊徳が心血を注いだ日光御神領の仕法が遅れたのは、主として幕府の都合でした。当時、幕府

は国内外共に難しい問題を抱え、動きがとれなかったのです。尊徳は幕府に利根川分水路の検討と印旛沼干拓^{いんばぬまかんたく}の見込み書で有限の資金で無限の仕事をするという報徳仕法様式を示しましたが採用されず、早い完成を進言した者に命じて工事が行われました。しかし、これは三ヶ月で二十五万両もの大金を使って失敗してしまいました。このようなことから幕府は日光の荒地の起こし返しにはきわめて莫大な費用と時間がかかると考えたようです。当時の幕府には報徳仕法に対する理解が全くなかったと言つても過言ではないでしょう。しかし、他の天領での仕法の成功もあり、尊徳は自ら一万両を超える資金の手当をし、三十年の計画で仕法を実施したいと非公式に要請しています。

嘉永六年尊徳六十七才の時、老中伊勢原正弘からようやく仕法への着手を命ぜられました。この時、尊徳は病気のため江戸で一ヶ月ほど静養してから東郷陣屋^{ひがしこう}に入りました。

尊徳は、六月三十日光山に行き、翌七月一日、日光奉行に着任の挨拶をしました。早速二日から御神領の廻村に出発したのです。

第一回の廻村（七月二日から二十八日までの二十七日間）

日光・栗山・今市など四十七ヶ村を検分しました。途中の町谷村で長女文子の死を伝えられ十日間の喪に服しました。大室の名主で林業家として有名な関根矢作宅に一泊し、村の良い習慣を褒め十両を与えました。村人はこれで鍬を買い、二宮鍬と名付けて大切に使ったということです。

第二回の廻村（八月七日から十五日までの九日間）

日光・足尾・鹿沼の一部、二十七ヶ村を検分しました。

この廻村の途中約一ヶ月間宿所で病に伏してしまいました。尊徳が、こうした巡回中に村民に諭したのは、次のようなことでした。「このままでは、何時になっても繁栄し安心できる道はない。このような結果は自ら招いたものである。どうしたら富み、どうしたら貧しくなるのかを考え、知らないうちに富裕への道を捨て衰貧・滅亡への道に入ってしまったのだ。この土地は痩せていても税が安い（一定の税額で定免となっていました）、他に例がないほどである。肥えた土地の民と同じようにするために税を安くしてもらっているのではないか。その恩に報いるためにどうして力を出してお互いが信義の心で交わり、子孫の安泰と繁栄をはからないのか。古くからの悪しき習慣をやめ、儉約に励み、農耕に精を出せば衰えた村の復興は決して難しいことではない。基本である田畑を荒らせば、何年たっても穀物はできないのだ。ただ衣食の豊かなことを望んでも無理である。荒地を開いて、多くの人々が安息できる道を開かなければならない。」

尊徳は、この廻村によって善人を賞し、寡婦や一人暮らしの人々に、時には一両から五両を恵み、よく協力する村には十両・二十両を与えて村民を賞しました。この時、私費約百両を使い、病のため十月十八日東郷陣屋に戻りました。

幕府は、尊徳が病気がちのため子息弥太郎（尊行）を安政元年「御普請役格見習」に命じましたので、弥太郎は一月に富田高慶・志賀五太夫らと日光に入りました。その後、吉良八郎・斎藤高行・荒専八・伊東発身らの高弟も次々に日光に到着しました。仕法地の中心が今市なので如来

○弥太郎（尊行）

寺境内の隠れ意居所を借りて、いよいよ仕法が始まりました。

安政元年（嘉永七年七月）には二宮堀（三ヶ村用水）を作りました。現在の日光駅裏側の百間堤防水門を取り入れ口とし、東部線に沿って七里・和泉に達し、平ヶ崎・千本木を経て田川に合流する長さ約六・三キロメートル、巾一・五メートル、深さ〇・七五メートルの用水です。弥太郎・富田・伊東の指導で延べ人夫千八十六人、日数は二十二日、役所の費用四十八両を使用しました。後にこれを記念して平ヶ崎に水神碑が建てられました。ここだけでなく、要望により各地に二宮堀が作られました。有名なのは今市用水・原宿用水・文挾用水等です。

荒地の起こし返しでは、一両を貸付けて一反歩を起こし返していますが、ほとんど名主たちによるもので、一般農家の参加は少なかったようです。

また、行政的手法である共同一致の一村式仕法を行った中では、轟村の二十五軒と千本木村の二十九軒が有名です。ここでの仕法の課題として考えていたのは、領内の生産人口を増やすことでした。そのため、次・三男の分家取立てと、潰れた農家の跡式（あとを継ぐこと）の再興を眼目として助成をしました。

轟村の弥八の潰式（つぶれたあと）を吉沢村清次郎次男金助に新築して与えた家が有名です。（建築は慶応元年十一月、費用は六十六両余、規模は間口七・五間、奥行四間、三十坪の標準的な報徳仕法農家住宅です。）これは所有者大島孝一氏の好意により昭和六十三年に今市市に寄贈され、市指定建造物となっています。現在、杉並木公園に同様の家が復元され一般に公開されて

○報徳仕法農家住宅



大谷川を水源とする日光五カ村用水

います。

他の仕法地でも行いましたが、尊徳は日光の仕法で特に林業に力をいれました。山間地で土地が痩せていたからなのか、林業家関根矢作の影響があつたのかよく分かりませんが、木曾の松の良い苗や種を取り寄せ、江戸・今市・真岡で育苗しました。現存しているのは、安政五年に松の苗木を植林した十賊塚（とくさ塚、渡辺護氏所有）の三反八畝のみで、これは一坪一本の苗木を正条植えたものです。その他、三十九ヶ村に約三十二町歩、総数九万本余を植林したと伝えられています。

尊徳・尊行の仕法は三十年の予定の半分の十五年で、荒地の田畑再興は四百三十八町余、また新田畑開発は二十五町余に及び、用水路は新設補修を含めて延べ九十二キロメートルに達し、仕法の経費総額は一万六千四百両余となりました。この事業のための冥加人足は相馬藩から延べ五千七百九十余人、桜町から延べ千五十余人、その他の土地からの援助もありました。仕法は予定通りあと十五年で完了できると予想されました。

ところで、尊徳は、二回の廻村後、病気のため東郷陣屋に帰っていました。東郷陣屋は今市から遠く何かと不便なため、弥太郎は幕府に仕法の中心地である今市に役所の設立を願い出ました。その結果、安政元年、建設地として滝尾神社前の大通りに面した幕府の御蔵所の地続きの畑地約千坪が与えられました。翌安政二年四月には今市報徳役所六十余坪の家屋が完成し、弥太郎に引き渡されたのです。

○今市報徳役所

尊徳は病いがちでしたが、四月下旬に雨の中を門人十二名を連れて今市報徳役所に移住しました。しかし、六月三日駕籠で千本木を検分したのを最後に、完全に病床に伏すことになってしまいました。安政三年十月二十日、弟の三郎左衛門（友吉）や門弟に見とられて尊徳は亡くなりました。享年七十才（満六十九才）でした。日光在住は一年十ヶ月の少ない期間でしたが、その影響は大きいものでした。遺骸は如来寺の境内に別域を設けて埋葬されました。

安政五年には膨大な資料を保存するため、書庫十坪が建築されました。現在、報徳役所跡に再建されています。

残念ながら慶応四年戊辰（会津）戦争により仕法は中断してしまい、弥太郎は相馬に移住しました。

尊徳の墓は、墓石を建てずに杉か松を植えよという遺言でしたが、歌子夫人の意思により墓石が建てられ、現在二宮神社となっています。二宮尊行と富田高慶も合祀されました。



二宮尊徳翁終焉の地碑



日光五カ村用水と尊徳座像

八 現代に生きる実践的報徳思想

○土光敏夫

行革審の会長で尊徳の崇拜者であつた土光敏夫が、昭和五十六年から五十九年にかけて臨時行政改革推進審議会の答申の中で、増税なき改革・補助金の縮小・自主性の尊重・利己心の排斥・相手の立場を考えての協力について述べています。これこそ尊徳の仕法の指導原則を現代に生かしたものと言つてよいでしょう。また、益子町の陶芸家で人間国宝に認定された島岡達三は、「(陶芸を)長い間無我夢中でやってくれば技術はいくらでもうまくなれるが、問題は心である。」と言っています。ここでも尊徳と同じ結論に達しているのではないのでしょうか。

ここで、現代においても必要と思われる報徳の考えをあげてみます。

(一) 譲る心(推譲)

他に譲るという論理観を確立し、私利・私欲だけを求めないで、譲る気持ちを持つようになれば、世の中に争いはなくなります。これは世界にも通用することです。自国の利益だけを追求すれば、世界の平和を維持することは難しくなります。自国の利益のみを考える国は、他の国から非難され、国際社会に於いて孤立し相手にされなくなります。譲る心はこれからの平和な国際社会を維持するためにも必要なことです。

(二) 自助努力

尊徳は、他からの援助をうけないで自家を再興しました。桜町の仕法でも、他からの補助金・

交付金を断り、農民自らの力で復興させました。他に頼ると怠け心がついてしまうと考えたからです。しかし、止むをえない場合は、お金を与えたり、報徳金を貸付たりしました。

(三) 積小為大

現在の物や富は小さいことの積み重ねであつて一挙にできたものではありません。また、将来大きなものとなるのですから現在小さいものでも侮つてはいけません。小さなことからでもまず始めることが大切です。

(四) 生産性の向上

日本の土地の価格や物価は、世界で一番高いと言われています。農地の一部は高い生産性を誇っているのですが、食料の生産コストが高いので、他の国に比べて価格が高くなつてしまふのです。そこで食料の自給が問題になっています。農業も工業の生産性と対比して考えなければならぬでしょう。日本はサービス産業も含めたあらゆる分野で生産性の向上と効率化を計る必要があるのです。

(五) 長期的計画

将来を展望し、何をどうするかという方針を立て、結果を見通すことができれば意欲がわいて人々は協力するでしょう。先が見えないと不安になるものです。もちろん、見直しや改善が必要な時はすぐに行わなければなりません。

(六) 新しい発想と実行力

論理的、客観的合理性を重んじ、情報を早くとらえ、技術の革新を行い、独創的な機構を作り、新しい人材を育成し、変化に適応することが必要です。

(七) 常に余裕を持つ

世の中には、景気の好況・不況・恐慌や、農業の豊作・不作・凶作があります。予測は難しいのでそれに備えることが大切です。

(八) 自然と人間(天道と人道)

世界の自然破壊が問題になっています。これには自然形態の変化と、自然環境の汚染という二つの側面があります。今こそ自然(天道)と人間の作為(人道)の和合を考えなければなりません。現代社会の大きな歪ひずみなのです。

(九) 心の教育

尊徳は、晩年になって、私が行った仕事の本当の願いは、人々の心田の荒蕪を開くことであつたと言っています。人の心を耕すということと同じです。現代は人の心と物の調和がとれていないので、幼い頃から人づくりのために心の教育をしなければならないのです。

(十) 民主主義の思想

自然法・自然権などの用語は用いませんが、人間を尊重するという平等思想を持ち、弱者を保護して基本的人権を擁護した民主主義思想を継承しなければなりません。

九 今市報徳二宮神社と報徳活動(敬称を略します)

(一) 今市報徳二宮神社

明治十四年(一八八一年)尊徳の二十七回忌法要が如来寺で行われました。その折、平ヶ崎の根本源庫が旧日光御神領の二十二ヶ村から二十五人の発起人を集め尊徳を祀る神社を創立しようと呼びかけました。しかし、実現までには至りませんでした。

明治十九年には、福住正兄他多くの人々が墓参に集まったので、尊徳を記念する施設や頌徳碑しょうとくひの建設などが話題になりました。このような経過から、同年十二月に今市町の有志、高橋弥五平・大出八郎・福田啓吉・大橋東四郎・轟の狐塚五郎次・大室の関根矢作等に加えて、相馬家・旧相馬藩士・志賀直道等が如来寺に集まり、頌徳碑建設の発起人会を結成しました。

さらに、県内の上都賀・河内・塩谷の三郡の二十六ヶ村から六十人が集まり、神社建設の話が進みました。尊徳の思想に造詣の深かった品川弥二郎を発起人の筆頭として話を進めましたが、またもや実現には至りませんでした。

明治二十五年(一八九二年)にまたも神社建設の話がもちあがり、今回は今市町長原田照宣も尽力し、総代に小林徳松・福田源八・高橋弥五平・渡辺佐平・関根矢作・狐塚五郎次等が結束し、静岡の報徳社員松島吉平・掛川の大日本報徳社の支援もあって、同年八月、県知事折田平内に建設願を提出し、許可されました。



今市報徳二宮神社

その後、品川弥二郎や、相馬家をはじめとした拠出金が九千九百六十七円に達し、加えて、地元の人たちの私財の提供もありました。こうして社殿（奥殿・社殿・幣殿・拝殿）の建築が進み、明治三十年十一月十四日上棟遷座の式が行われました。鎮座祭の司祭を努めたのは、関根矢作の子息の友三郎でした。

明治三十一年尊徳の忌日の十月二十日に尊徳の嗣子弥太郎尊行と門人の富田高慶の合祀が認められました。二宮神社は如来寺の東部の墓地を含んだ土地千坪余を社地としました。

春祭は五月一日、秋祭は尊徳の忌日の十月二十日、大祭は太陽暦の十一月十七日に決められました（昭和二十八年関係者により決定）。

明治三十三年六月九日には県社に列せられました。宮司は初代関根友三郎・二代荒川光慶・三代武内増雄と続き、現在、四代目武内節史に引き継がれています。戦後は、県社の資格を失い、宗教法人として現在に至りました。

また神社の尊徳木像は、剣持広吉が川副家の臣荒川泰輔たいすけに伽羅木きゃらで三年かけて二体を作ってもらい、二宮家と相馬家に贈ったものです。相馬家はこれを今市報徳二宮神社に奉納し、神社に祀られました。

（二）今市の報徳文庫

今市の報徳役所には書庫があり尊徳に関する文書が多数保存されていましたが、戊辰戦争の戦場となったので、相馬家はこれらの文書を数回に分けて馬で相馬に運び、民家の土蔵を借りて保

管しました。

○尊親

後に、孫の尊親は「尊徳が熱心に行った事業の文書は、子孫が大切に保存している。機会があつて世の利益に貢献することができれば、尊徳の泉下の霊も心安らかであろう。そのため写本を別の所に保管して、多くの人々が観覧し参考にする便宜をはかりたいと思いつながらまだそれができないでいることはまことに残念である。」と写本作成の宿題を述べています。

これを伝え聞いた遠江（静岡県）の報徳社客員の鈴木藤三郎は、尊徳の遺教を信じ、これを工業に応用して成功した人でしたが、一層報徳思想の普及に努め、明治三十八年十一月十四日、尊徳没後五十年祭の式典が神社で行われたおり、十勝より参加した尊親や高慶の孫の富田啓蔵と会い、報徳文書の写本を作り、神社に報徳文庫を建設する決意を述べ、尊親の許可を受けました。

鈴木藤三郎は直ちに相馬で写筆者約十五人を雇い、明治三十九年一月から同四十一年十一月までの約三年間に尊徳の遺書一万巻を約七千円の経費をかけて九千巻・二千五百冊にまとめました。また、石造りの報徳文庫を創立し、今市報徳二宮神社に寄進しました。

○報徳文庫

昭和二十四年十二月二十六日の今市大地震により報徳文庫は大きな被害を受けましたが、昭和四十三年に明治百年を記念して、県・市・各団体・全国報徳社の協力により五百八十五万円で新報徳文庫（高床式校倉造り、鉄筋コンクリートの二階立て、三十六坪）を建造し、陳列ケース等を整備しました。昭和四十五年に旧報徳文庫の所蔵品と、二宮家五代目の二宮尊道より依頼された二宮家歴代の遺品を永久保存し、展示することになりました。

○新報徳文庫



報徳役所書庫（今市）

主な展示品

一、報徳全書	二千五百冊	鈴木藤三郎の寄進
二、二宮尊徳全集	三十六巻	佐々井信太郎編集
三、紋付袴（横木瓜の紋）	一領	二宮尊親奉納（大正八年）
四、尊徳先生御真筆	一卷	同
五、書判	一個	同
六、弁当箱（尊徳・尊行使用）	二個	同
七、鶴嘴	一挺	
八、唐鍬	三振	
九、板戸	六枚	桜町陣屋のもの
十、刀剣	二振	
十一、鏡	一面	歌子夫人使用のもの
十二、肩衣	一枚	久保田讓男爵より（父君受領品）
十三、測量器	一個	尊徳の手製
十四、硯筆	一式	尊親使用のもの
十五、算盤	一個	上二桁下五桁の四進法
十六、画帳		娘文子幼少の時の手本と作品

十二才の時の「柳に燕」が有名

その他、新報徳文庫には筆笥（尊徳使用）、箱（尊親の手製）、書類箱（役所で使用）、遺墨（忠真侯・尊親・徳氏等や叙勲・辞令など）、多数のものが陳列されています。また、相馬藩士で尊徳の門人であり、測量家であった荒専八が二宮堀開削のおり使用したといわれる真鍮製の測量器具（伊能忠敬の測量器具を製作した大野規行の子規周の作）や二宮尊徳・富田高慶の木像も所蔵されています。

ここに展示されている尊徳手製の木製測量器具は大型ですが、各地で実際に使用されたもので、その精度は伊能忠敬が用いた真鍮製に劣らないと言われています。

二宮尊親略年表

資料3

西 暦 (年号)	主 な 出 来 事	西 暦 (年号)	主 な 出 来 事
1855年(安政2)	下野国都賀郡今市町に生まれる	1901年(明治34)	北海道河西支庁学事会員を命ぜられる
1866年(明治元)	父尊行と共に相馬侯に招かれる		
1868年(明治3)	相馬郡石神村に邸宅を賜る	1902年(明治35)	河西郡外6郡農産物品評会頭
1869年(明治4)	父尊行没。父のあとを継ぎ相馬藩士となる		
1877年(明治10)	興復社創立、社長富田高慶、副社長尊親	1907年(明治40)	牛首別の開拓事業が進捗し、軌道にのったため4月、福島県中村町に転住、興復社農場には管理者を置き専ら尊徳遺稿の整理、編集、著作にあたる
1889年(明治22)	日本赤十字社より日本赤十字社正会員に任ぜられる	1908年(明治41)	相馬郡農会名誉会員に推薦される
1890年(明治23)	興復社社長高慶没。尊親興復社社長に就任	1910年(明治43)	福島(農工)銀行取締役に当選
	石神村原町高平村組合村議議員に当選		
1891年(明治24)	相馬教育会評議員並に副会頭に当選	1911年(明治44)	北海道庁より東宮殿下北海道行啓の折9月3日釧路御旅館に招かれる
1894年(明治27)	石神村農会会長に当選。行方宇多郡農会議員に当選	1912年(大正元)	福島県より福島県農会特別議員を命ぜられる
1895年(明治28)	日本赤十字社終身社員		
	石神農事組合組合長	1915年(大正4)	大日本農会より紅白綬有功章を贈与される
1896年(明治29)	福島県勸業諮問会員を命ぜらる		
	大日本農会特別会員となる	1916年(大正5)	宮内大臣男爵波多野直殿より11月16日大饗
1897年(明治30)	北海道開拓のため社員4名とともに土地探検、豊頃村牛首別原野を発見開拓地に決定する		
	北海道開拓事業のため次の職務を辞任	1917年(大正6)	福島県より農村振興移民開墾等の功により銀盃一箇を授与される
	勸業諮問委員、石神農業組合長、石神村会議員、三ヶ村組合学務委員、相馬郡全町村組會議員、二ヶ村組合会議員	1918年(大正7)	賞勲局より大礼記念章授与される
1898年(明治31)	北海道十勝國中川郡豊頃村に移住、興復社農場を創始拓地開拓事業着手		
1900年(明治33)	北海道協会員となる	1919年(大正8)	福島県より薫陶園長を命ぜられる
	北海道中川郡豊頃村農会長に当選	1922年(大正11)	北海道長官より開道五十年記念式挙行に当たり興復社の功績を表彰され記念杯を授与される
	北海道農会代表員に当選		
	北海道河西郡外6郡農会長に当選		報徳学園二代校長に就任
			内務省より福島県薫陶長に補される
			東京に於いて病没す 享年68歳

二宮尊徳略年表

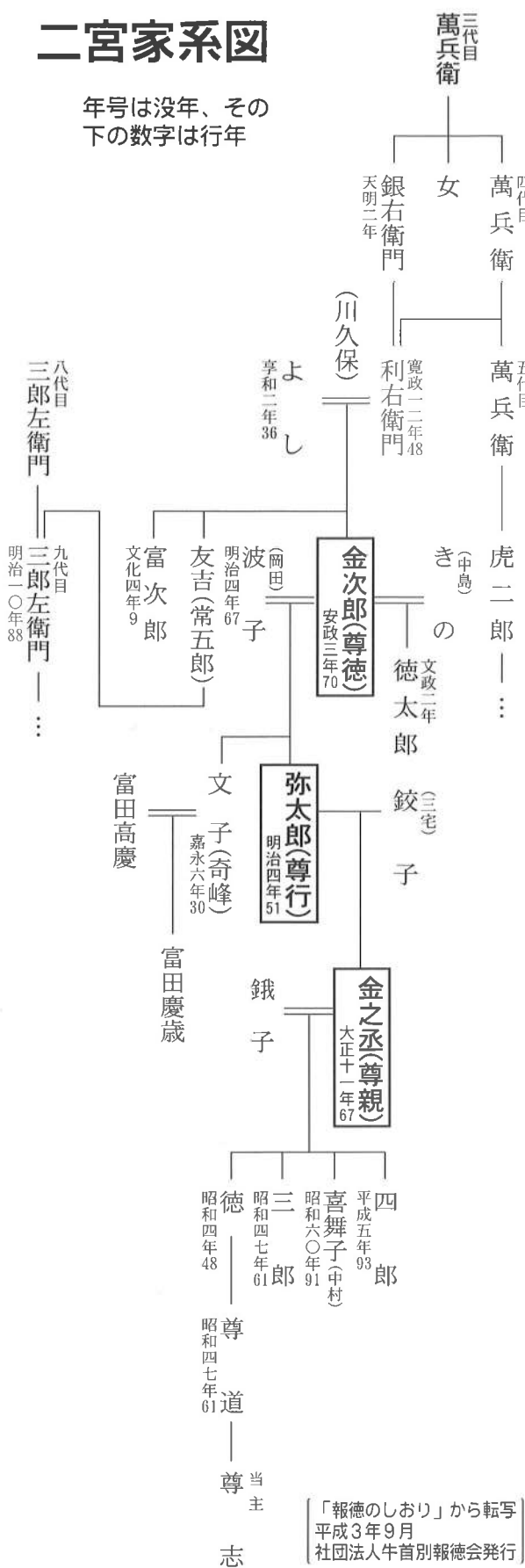
資料2

西暦 (年号)	年齢	主 な 出 来 事
1787年(天明7)	1	7月23日小田原藩内栢山村に生まれる
1791年(寛政3)	5	洪水で酒匂川が決壊、田地の大半が流失
1800年(寛政12)	14	父利右衛門没
1802年(享和2)	16	母よし没、伯父萬兵衛家に寄食
1803年(享和3)	17	捨て苗から粉1俵収穫
1806年(文化3)	20	生家跡近くに小屋を建てる、田地9反を買い戻す
1810年(文化7)	24	田地1町4反余となる、伊勢・京などに旅行
1812年(文化9)	26	小田原藩家老服部家の若党となる
1817年(文化14)	31	中島きのと結婚、田地は3町8反余
1820年(文政3)	34	岡田なみと再婚、年貢収納用斗枡を改正、小田原藩士の5常講を創設
1821年(文政4)	35	嫡男弥太郎(尊行)誕生
1822年(文政5)	36	小田原藩に登用、桜町仕法を受命
1823年(文政6)	37	一家をあげて桜町に移住、復興仕法本格化、廻村・表彰・芋こじなどを実施
1824年(文政7)	38	長女文子誕生
1829年(文政12)	43	成田山にこもり断食、開眼
1831年(天保2)	45	忠真公に桜町の状況を報告、公より「以德報徳」の賛辞
1834年(天保5)	48	「報徳訓」「三才報徳金毛録」などを著作
1836年(天保7)	50	鳥山藩の危急を救済
1837年(天保8)	51	鳥山藩の仕法開始、小田原領内の飢民を救済、大久保忠真公没
1842年(天保13)	56	幕臣に登用、利根川分水路の調査
1843年(天保14)	57	小田原と下館に報徳社設立、名乗りを尊徳に
1844年(弘化元)	58	日光仕法を受命
1845年(弘化2)	59	相馬仕法開始
1853年(嘉永6)	67	日光仕法着手、尊徳発病
1855年(安政2)	69	日光今市の報徳役所に移る、嫡孫金之丞(尊親)誕生
1856年(安政3)	70	10月20日尊徳没

資料1

二宮家系図

年号は没年、その下の数字は行年



関係年表

年号	西暦	道史関係	町史関係	二宮尊徳・尊行・尊親
天明 寛政	七 元	一七八七 一七八九 一七九一	国後の乱起る	二宮金次郎栢山村に生まれる 酒匂川決壊
十	一七九二	ロシアの使節ラックスマン根室に来る	近藤重蔵ルベシベツ山道開く（日勝国境）	父利右衛門四十八才病没 母よし三十六才病没。金次郎伯父萬兵衛家に 寄食
十一	一七九八	近藤重蔵エトロフ探検	大津に駅馬七頭配置・ピロー場所を十勝場所と改む	捨て苗を荒地に植え粉一俵収穫 自家再建始める
十二	一七九九	東蝦夷地幕領となる	皆川周太夫十勝踏査	
享和	一八〇〇	伊能忠敬東蝦夷地測量	前年羽太正義広尾に立ち寄る	
二	一八〇二	箱館奉行を置く		
文化	三 元	一八〇三 一八〇四	蝦夷三寺を置く	
四	一八〇六	幕府蝦夷全域を直轄す・松前奉行に改む	この頃大津に番屋を開く・湧洞に烽火台あり この頃大津に旅宿所あり	
六	一八〇九			
九	一八一二			二宮総本家再興資金として報徳善種金をつくる 小田原藩服部家の仲間となる。この頃五常講 を発案する
文政 十四 元	一八一七 一八一八 一八一九		大坂屋宇助請負人となる	「きの」と結婚 服部家仕法開始 長男徳太郎生まれ問もなく夭折。妻きのと離 別
三	一八二〇	蝦夷地松前藩の支配となる・松前奉行廃止	厚岸国泰寺の僧大津に回向する	「波」と再婚 長男弥太郎（尊行）生まれる 妻子と共に桜町に赴く 長女文子生まれる
四	一八二一			
六	一八二三			
七	一八二四			
八	一八二五	幕府外国船打払令を出す	杉浦嘉七十勝場所請負人となる 大津稲荷神社創立	断食祈願
十一	一八二八			
十二	一八二九			

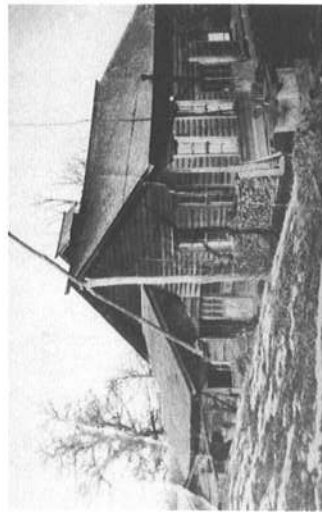
年号	西暦	道史関係	町史関係	二宮尊徳・尊行・尊親
天保	二	一八三一		忠真が尊徳の労を賞し、「以德報徳」という。 これより報徳仕法と呼ばれる 「三才報徳金毛録」などを著す 桜町仕法開始以来十五年で終了 相馬藩士富田久助（後の高慶、二十六歳）入門 老中水野忠邦に召され幕府に登用される。こ のとき諱を尊徳とする 日光仕法雛形の作成にかかる
弘化	元	一八四四		一家真岡に移る
嘉永	三 元	一八四六 一八四八 一八五〇 一八五二	松浦武四郎東蝦夷地を探検（知床まで） 松浦武四郎力ラフト探検	小田原藩に帰省許される・長女文子富田高慶 と結婚 日光御神領仕法の着手を命ぜられる 二宮尊親（金之丞）今市町に生まれる 二宮尊徳日光にて没す
安政	六 元	一八五三 一八五四 一八五五 一八五六 一八五八	日米和親条約により箱館開港決る 釧路場所の炭山開礦 佐野孫右衛門ら力ラフト出漁	
文久 明治	三 元	一八六三 一八六八 一八六九	弁天台場完成 箱館裁判所設置・箱館戦争はじまる 開拓使庁設置・北海道の名称決る	二宮尊行没す
四	一八七〇	伊達邦成ら有珠郡に移住		
五	一八七二	開拓使十年計画実施・戸長役場制度できる		
六	一八七三	札幌・函館間に札幌本道できる		
七	一八七四	三菱汽船東京函館に定期航路を開く		
八	一八七五	屯田兵琴似に入る・千島樺太交換条約結ぶ	十勝支庁の管轄化・ライマン大津にくる・浦河支庁廃 止・開拓使本庁直轄となる 杉浦嘉七十勝国漁場持ちとなる・十勝四郡は静岡藩の 支配となる 大津川西岸で大豆収穫す・静岡県の所領廃止・札幌本 庁の管轄となる 十勝浦河支庁の管轄化 十勝支庁の管轄化・ライマン大津にくる・浦河支庁廃 止・開拓使本庁直轄となる 杉浦嘉七十勝国漁場持ちを辞し若松忠次郎ら十勝組合を設立	

年号	西暦	道史関係	町史関係	二宮尊徳・尊行・尊親
明治 九	一八七六	クラークを招く（札幌農学校）・漁場持廃止	大津に郵便局できる	興復社創立、副社長に二宮尊親
十	一八七七	北海道三角測量図完成す	十勝の馬匹六五二頭となる	
十一	一八七八	北海道最初の新聞函館で発刊	大津川に帆船避難（朝日丸）	
十二	一八七九	幌内炭礦の開坑・官選の戸長制度確立する	大雪にて鹿斃死す	二宮尊親興復社の社長となる
十三	一八八〇	手宮札幌間に鉄道開通	トノサマバツタ十勝一円に大発生・十勝外四郡戸長役場大津に設立する	
十四	一八八一	月形に集治監できる	広業商會に鹿皮・角の販売を官名でさせる	
十五	一八八二	北海道三県制となる	十勝組合解散する・旧土人教育所できる	
十六	一八八三	晩成社帯広に入植・樽前山爆発	内田澁・田内捨六ら十勝調査・藤井富兵衛旅来入植	
十七	一八八四	屯田兵江別村に入る	依田勉三十勝視察大津に立ち寄る・大津小学校創立	
十八	一八八五	大政官大書記官金子堅太郎三県巡視	西郷従道大津視察・山田平濤旅来入植	
十九	一八八六	三県を廃し北海道庁を置く・函館コレラ流行	湧洞に駅通開業・大津に公立病院設立	
二十	一八八七	小学校規則及び簡易科教則を定め小学校を簡易科とする	吉田新六湧洞に入植	
二十一	一八八八	千歳にふ化場設立・道庁舎落成	晩成社の渡辺勝ら大津に上陸す・旅来駅通開業	
二十二	一八八九	大日本帝国憲法発布	タネネオタ（長臼）にアイヌ救済所できる	
二十三	一八九〇	永田方正胆振地方のアイヌ語地名調査	幌泉大津分署設置・大津に電信分局できる	
二十四	一八九一	最初の電燈札幌につく・北海道教育会発足	釧路集治監を置く	
二十五	一八九二	札幌大火・金成マツ伝道養成学校に入学	ヤムワツカピラにて丸木船顛覆す	
二十六	一八九三	郡司成忠ら千島に移住・北垣国道開拓意見書	このころ石川県人井上義保背負地区に移住する。依田勉三道路開削願書を大津戸長役場に提出・十勝七郡は釧路郡役所管轄となる	
			大津病院の医師十勝巡回す	
			漁業者十八名で十勝漁業組合設立・内田澁十勝国調査	
			アイヌ救済所廃止す	
			大津戸数一七八戸・人口七九七人となる	
			野坂健次郎育素多に入植す・晩成社牛肉販売す	
			常行寺創立	
			農野牛川河口に田口秀正入植・大津に石黒製軸所創立	
			大津街道工事四人によりはじまる（翌年芽室まで完成）	
			晩成社晩成合資会社と改称	

年号	西暦	道史関係	町史関係	二宮尊徳・尊行・尊親
明治 二七	一八九四	提出	大林寺創立・茂岩駅通開業	二宮尊親牛首別発見入植地と決める
二八	一八九五	札幌農学校文部省管轄となる	坂下市太郎統内に入植・高津富松旅来に入植	
二九	一八九六	北海道鉄敷設法公布	十勝漁業組合のふ化場札幌内に再建	
三十	一八九七	北海道支庁生る・北海道国有未開地処分法公布	斎藤兵太郎（二代目）大津簡易小学校卒業	二宮尊親入植
三十一	一八九八	全道に徴兵制施行・全道に暴風雨おそす	河西支庁（十勝支庁）設置	
三十二	一八九九	旧土人保護法発布・函館大火	大津全盛戸数三五〇戸人口二〇〇〇人商店五七軒・津田禎次郎ら長節に入植	二宮尊親河西郡外六郡農会長となる
三十三	一九〇〇	道民の一部に選挙権与う・拓殖銀行開業	茂岩に巡查駐在所設置・函館より恵比須丸就航・牛首別説教所設立（興慶寺）・武内市之丞大津に剣道場を開く・牛首別神社創立・湧洞神社創立	
三十四	一九〇一	北海道十年計画・第一回道議會	勅使庁岡侍従水害見舞に茂岩に来る	
三十五	一九〇二	土工組合法発布・本道初の衆議院選挙	大津運輸合資会社設立・大津に橋本製軸所設立	
三十六	一九〇三	札幌農学校移転（現在の北大所在地）	九月大洪水全村をおそう・一月大津役場庁舎全焼・末広丸就航・旅来神社創立	
三十七	一九〇四	日露戦争はじまる・屯田兵制廃止	大津外六カ村戸長役場・豊頃村安骨村戸長役場できる	
三十八	一九〇五	夕張炭山のストライキ・ポーツマス条約反対	茂岩郵便局開局・茂岩神社創立・生花苗小学校開校・十勝川五十石舟の往来盛ん	
			大津外三カ村戸長役場できる・十勝農産商會設立	
			十勝太鉄道実現運動起る・大津港にぎわう・直別と旅来に小学校開校・育素多簡易教育所できる・礼文内神社創立	
			晩成社ベツチャロにて水稻に成功	
			有道簡易教育所開設・大正寺創立・十弗神社創立・大津公立病院廃止	
			十勝外五郡水産組合設立	
			大津事件起る・厚内小学校開設・安骨渡船開業	
			斎藤兵太郎（初代）厚内の牧場に移る	
			大津大火・大津私設消防組設立・長節小学校開設	
			豊頃利別間鉄道開通・豊頃駅開業・静内小学校開設・背負神社創立	
			下村長蔵売買村と芽室村の土地払下げを受ける	
				牛首別報徳会発足

ほうとく 報徳のおしえ

「報徳のおしえ」を、3つの場（家庭・学校・地域）で生かし、
人づくり・町づくりに取り組みましょう。



▲1898年(明治31年)に建設された二宮尊親住居

し 至 誠 あかるく ひたむきに

きん 勤	ろう 勞	いきいき 小さな積み上げを	読書の喜び 自分のことは 自分でする喜び	か 家	てい 庭	がっ 学	こう 校	ち 地	いき 域
ぶん 分	ど 度	それぞれの良さを 自己をみつめて	耐える心 お金や物を大切に	あいさつ 感謝の心		友のよさ かかわりを大切に	楽しく学び 生きる喜び	夢をもち 学び続ける喜び はたらく喜び	
すい 推	じょう 譲	ゆずる心で 共に生きる				認め合い 思いやる心		自然を守り 共に汗する心	



尊徳：「我が道は至誠と実行のみ」、実行は至誠より発するものでなければならない。
至誠をもって実行することは、まじめにはたらくことである。

豊頃町教育委員会

二宮尊徳・尊行・尊親	町史関係	道史関係	年号西暦
二宮尊親福島県中村町に帰郷(四〇と四一の二説ある)	安骨特別教育出張所開設 二級町村制の施行により大津村・豊頃村となる・第一回村会議員選挙・鉄道開通により大津次第にさびれていく 豊頃神社創立 豊頃村在郷軍人団発足 豊頃村衛生組合できる・十弗説教所開設	道民大会 南樺太ロシアより割譲・第七師団がい戦	明治三十九 一九〇六
	晩成社椎茸栽培に着手 牛首別駅通設置 在郷軍人豊頃村分会生る 倉ツタ緑綬褒章をつける・大友巡査大津河口にて殉死・保栄神社創立	小学校令改正四年から六年となる・函館大火 青函連絡船運航はじまる 室蘭製鉄所開業・道庁舎焼失	四十 一九〇七 四十一 一九〇八 四十二 一九〇九
	東宮侍従二宮にくる・晩成社生花苗にて缶詰製造・大津さけ漁十六万匹を水揚げ 十弗駅開業・牛首別新道できる 十勝小学校開設・大友巡査顕彰石碑の除幕式 十勝大冷害で凶作に見舞われる 生花苗駅通開設	第一期拓殖十五カ年計画実施	四十三 一九一〇
	大洪水・大津役場庁舎焼失・豊頃火災予防組合発足 茂岩大火・大津郷土誌できる	東宮北海道行幸	四十四 一九一一
二宮尊親藍綬褒章授与		第一回有志医師大会(札幌) 市街電車函館に走る・冷害	大正 四十五 一九一二 一九一三
		第一次世界大戦・夕張炭礦大爆発 河野常吉北海道史編さん委嘱される 北海道鉄道一〇〇〇マイル記念	三 一九一四 四 一九一五 五 一九一六

資料提供 日光市・日光市教育委員会

資料名 「分かりやすい二宮尊徳先生の話（入門編）」
（旧今市市発行）

写真提供 故 君 尹彦氏（元北海道教育大札幌校教授
元豊頃町郷土資料調査研究員）

笠松 信一氏（元豊頃町生涯学習推進アドバイザー
幕別町在住）

やさしこ

「報徳のおつえ」

シリーズ1

発行日 平成二十一年三月十日

発行者 豊頃町教育委員会